

**児童生徒への性加害を生まない風土を
どう醸成していけばよいか
提言**

令和6年10月

練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会

目次

第1	はじめに	
1	提言の前提	1
2	練馬区における教職員等による児童生徒性暴力事案の発生	3
3	委員会の実施状況	4
	(1) 委員の構成	
	(2) 委員会の開催概要	
第2	委員会の基本的な方針	
1	委員会で検討した事案	5
	事案1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮	
	事案2 区立中学校教諭の逮捕	
	事案3 区立中学校校長の逮捕	
2	事案についての検討内容	5
	(1) 事案発覚に至る経緯等	
	(2) 初動対応について	
	(3) 性暴力の防止対策や発見後の対応についての検討	
第3	児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ	
1	学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する理解が十分ではなかったこと	10
2	性暴力についての理解が十分ではなかったこと	11
3	「服務違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という意識が希薄だったこと	11
4	被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと	12
5	被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと	12
6	教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと	13
第4	教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組	14
第5	提言	
1	性被害の発生を防止するために	16
	(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性	
	(2) 「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり	
2	性暴力が発覚した後の対応について	20
	(1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂	
	(2) 被害者への支援、二次被害の防止の重要性	
	(3) 性暴力が生じた場合の適切な対応	
3	あるべき研修の例	23
	(1) 児童生徒に対する性教育	
	(2) 教職員、保護者に対する研修	
	(3) 研修内容について	
第6	おわりに	26

資料編

別添 1	事案 1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮	3 1
別添 2	事案 2 区立中学校教諭の逮捕	3 2
別添 3	事案 3 区立中学校校長の逮捕	3 3
別添 4	対応マニュアル「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」	3 4
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の通知	3 6
2	事案 1 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	3 7
3	事案 1 発生後、再発防止に向けた校内研修の実施通知	3 8
4	事案 1 発生後、再発防止に向けて行った校内研修の研修教材	3 9
5	事案 2 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	4 0
6	事案 2 において当該教員自死後、該当校全学年に行ったアンケート	4 1
7	事案 2 発生後、再発防止に向けた校内研修の実施通知	4 2
8	事案 2 発生後、区立学校(園)のホームページに掲載した相談窓口案内	4 3
9	令和 4 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した管理職用チェックシート	4 4
10	令和 4 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した教員用チェックシート	4 6
11	同防止月間で全小学校を通して児童に配付した相談シート	4 8
12	同防止月間で全中学校を通して生徒に配付した相談シート	5 0
13	管理職、参加を希望する教員対象に行った性暴力等の防止に関する研修会の概要	5 2
14	同研修会で配付した資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」	5 3
15	対応マニュアル「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版	5 5
16	令和 5 年度「性暴力等防止強化月間」の通知文	5 7
17	令和 5 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した管理職用チェックシート	5 9
18	令和 5 年度 服務事故防止月間(7月)で使用した教員用チェックシート	6 1
19	同防止月間で全小学校を通して児童に配付した相談シート	6 3
20	同防止月間で全中学校を通して児童に配付した相談シート	6 5
21	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(教員用)」	6 7
22	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(小学校用)」	6 8
23	同防止月間で掲出した「3ない運動プラスポスター(中学校用)」	6 9
24	事案 3 発生後、該当校全学年に行ったアンケート	7 0
25	事案 3 発生後、該当校全学年に配付した相談シート	7 1
26	事案 3 発生後、再発防止に向けた取組を区立学校(園)に指示した資料	7 3
27	事案 3 発生後、区立学校(園)長に提出を指示した報告書	7 4
28	事案 3 発生後、校(園)長対象に行った性暴力等の防止に関する研修会の内容等	7 5
29	事案 3 発生後、区独自の性暴力等に関する第三者相談窓口の周知ちらし	7 6
30	服務事故防止月間(12月)で使用した管理職用チェックシート	7 7
31	服務事故防止月間(12月)で使用した教員用チェックシート	7 9

32	令和6年度「性暴力等防止強化月間」の通知文	8 1
33	同防止強化月間で使用した管理職用チェックシート	8 3
34	同防止強化月間で使用した教員用チェックシート	8 5
35	同防止強化月間で使用した学校の取組確認シート	8 7
36	区立学校に配付した区内相談窓口等一覧	8 8
37	区立学校に配付した東京都作成児童・生徒向け相談窓口等一覧	8 9
38	区立学校に配付した東京都作成保護者向け相談窓口等一覧	9 0
39	令和6年度 服務事故防止月間（7月）で使用した管理職用チェックシート	9 1
40	令和6年度 服務事故防止月間（7月）で使用した教員用チェックシート	9 3
41	同防止月間で各学校が作成・掲出した「服務事故防止ポスター」	9 4

第1 はじめに

1 提言の前提

教員による児童生徒性暴力に関しては、「わいせつ教員」として、繰り返し問題とされてきた。新聞報道によれば、昭和63年(1988年)に、児童生徒に対するわいせつ行為による処分を受けた教員は全国で12人であったことが報道されている(朝日新聞1989年11月2日朝刊)。直近の令和4年(2022年)のデータでは、119人と昭和63年と比べて約10倍となっている¹。

昭和34年(1959年)には、東京都台東区の小学校教諭が担当クラスの10歳の女子児童に、自宅において性行為等を行い、4年の実刑が最高裁判所で確定したという記事が存在する(朝日新聞1959年5月8日朝刊)。練馬区でも、平成3年(1991年)に、小学校の空き教室で4年生の女子児童に対してわいせつ行為をしたとして、強制わいせつ罪で逮捕された事件が発生している(朝日新聞1991年3月8日朝刊)。

このように、これまで多くの児童生徒が教員による性犯罪の被害者となり、一部の事件について報道が昭和の時代から行われてきた。けれども、ほとんどの性犯罪事件がそうであるように、事件の多くは発覚することなく、また、たとえ発覚し、懲戒処分が行われたとしても、その数の少なさも、加害教員の「個人の問題」として扱われ、学校全体として対応すべき問題とはされてこなかった。

これまで、学校における暴力は、体罰やいじめでも有形力の行使のみが目目され、その対応が中心となってきた。学校教育法11条は体罰を明文で禁止しているにもかかわらず、体罰はなくなる。令和4年度において、都内公立学校における体罰等の状況は、「体罰」7人、「不適切な指導・行き過ぎた指導」78人、「暴言等」116人で、計201人となっている²。

体罰は学校の衆人環視の中で行われることの多い「わかりやすい暴力」「見えやすい暴力」であり、そのため発見もしやすく、対策が取りやすい。文部科学省(以下、文科省)は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年)を発出し、東京都教育委員会(以下、都教委)も、「体罰根絶に向けた総合的な対策について」(平成25年)を公表し、その後対策を充実している。

ただし、体罰という教員による児童生徒に対する暴力は、懲戒権に基づく指導として評価できる行為もあるとしていること、また、あくまでも体罰については、生徒の問題行動の文脈で理解されているところが、児童生徒性暴力とは根本的に異なる。体罰と懲戒権の評価は、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注

¹ 令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/content/20231222-mxt_syoto01-000033180_45.pdf

² 体罰根絶に向けた総合的な対策(東京都教育委員会)
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2023/files/release20231124_03/r4.pdf

意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある」とされ、精神的苦痛については、懲戒権の範囲内の行為とされるものもある（文科省平成 25 年通知）。なお、令和 5 年（2023 年）4 月から、民法における親権者の懲戒権規定が削除された一方で、学校教育法における懲戒権規定の見直しの議論は行われていない。

性暴力は、体罰と異なり、隠れて密かに行われることの多い暴力であることから、発見が困難なだけでなく、正当化されることのない暴力である。にもかかわらず、体罰のように学校における性暴力を特別に禁止する法律は長い間存在せず、また、刑法性犯罪規定も明治 40 年（1907 年）に制定された家父長制に基づく、ジェンダー差別秩序を維持するための装置として機能し続けた。

刑法性犯罪規定が平成 29 年（2017 年）に改正され、監護者性交等罪・強制わいせつ罪が導入されたことで、家庭の中の親・大人・男性の権力性が性犯罪を容易にする要素であることがやっと認められた。しかし、学校における権力性が、性犯罪を容易にすることにつながる事実は、令和 5 年（2023 年）の刑法改正に至るまで、刑法において十分認識されなかった。

令和 5 年の刑法改正では、性的行為を行う場合には、「性的同意」が必要なことが明文化され、同意がなければ、一定の場合に犯罪が成立するとした。また「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」により、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」、わいせつな行為や性交等をした者が、明文で処罰の対象となった。

当然、学校の教員は、児童生徒に対して、懲戒権の制度的担保を前提として、「社会的関係上の地位に基づく影響力」を持つだけでなく、性的行為を甘受しないと不利益が憂慮される存在となった。ここでようやく、体罰と同様に、性暴力に関しても、その地位に基づく権力を適切に使う必要があることが明確に要求されることとなった。

さらに、これまで 13 歳であった性交同意年齢が 16 歳となり、16 歳未満の者と性的行為を行った場合には、同意の有無を問わず、犯罪と評価されることとなった（ただし 13 歳以上 16 歳未満の場合、5 歳以上年長の者が性的行為を行った場合に限られる）。また、16 歳未満の者に対して、手なづけ（グルーミング）で、性的動機で、面会を強要する場合には、「面会強要罪」として、処罰されることとなった（同様に 13 歳以上 16 歳未満の場合、5 歳以上年長の者が強要した場合に限られる）。

刑法改正に先立ち、教員の性加害によって被害を受けた人たちが声を上げ、また、不法行為における除斥期間の存在を意識しつつも、損害賠償請求訴訟を起こし、裁判所が被害を認定したことから、札幌市教育委員会が事件の 28 年後に懲戒処分を行うという事案も存在した。これらの事実が後押しとなって、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下、児童生徒性

暴力防止法)が令和3年(2021年)に成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行された。文科省は法律の実効性を高めるために、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(以下、基本指針)を法施行までに制定して、都教委及び練馬区教育委員会(以下、区教委)も児童生徒性暴力防止法や基本指針に沿った対応を進めていた。

平成29年刑法性犯罪規定の改正の附則9条が、3年後の見直しを規定したことから、国は、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日)を決定した。同方針では、「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある」とし、さらに3年度には、後継の方針として、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」(令和5年3月30日)を決定した。

その流れを受けて、文科省と内閣府は共同で、「性犯罪・性暴力を未然に予防し、根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である」(令和2年度性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」調査研究事業報告書)として、「生命(いのち)の安全教育」を推進するようになった。

2 練馬区における教職員等による児童生徒性暴力事案の発生

練馬区においては、平成3年に児童生徒性暴力事案が報道されてはいるものの、かなり前の事案であり、詳細を確認することができないことから、検討の対象としていない。今回、区教委から説明があった児童生徒性暴力事案は3件である。事案1は令和3年12月の盗撮事案、事案2は令和4年5月の強制わいせつ事案、事案3は令和5年9月の児童ポルノ禁止法違反逮捕事案である。

区教委は、児童生徒性暴力事案が3年連続して起こったこと、事案3が現役校長による他に例を見ない事案で、かつ、その発覚が過去に在籍していた元生徒からの被害申告によるものであったこと、加えてこれら3つの事案がすべて児童生徒性暴力防止法の成立以降に発覚していることを重視し、「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」(以下、委員会)を設置し、「性暴力のない学校」を実現するための方策の検討を委員会に依頼した。

本委員会ではこれらの事案について、区教委が把握している事実を中心に検討を行い、新たな調査等は行わなかった。特に、事案3については、性暴力が長期間にわたっていたことや刑事裁判が進行中であること等が調査検討の障害となった。本委員会では、その障害を乗り越えるよりも、現時点で明らかになっている事実を中心に検討することで、将来に向けた提言が十分可能だと判断した。

3 委員会の実施状況

(1) 委員の構成

学識経験者	後藤 弘子（千葉大学理事・副学長）
医師	吉野 一枝（よしの女性診療所院長）
弁護士	中村 仁志（土屋総合法律事務所）
心理に識見を有する者	齋藤 梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）

(2) 委員会の開催概要

回	開催日	主な内容
1	令和5年12月20日 （水）	練馬区で発生した事案の概要について 区教育委員会の取組について
2	令和6年2月21日 （水）	練馬区の相談体制について 練馬区で発生した事案の詳細について 性暴力等防止に係る法令等について 性暴力等防止の対策を進めるに当たっての 区教委の考えについて
3	令和6年3月27日 （水）	教員のメンタルヘルスについて 教職員向け学校情報セキュリティ研修に ついて 提言書の作成に向けて
4	令和6年5月1日 （水）	学校の取組に対する区教委のチェック体制 について 令和6年度「性暴力等防止強化月間」の 取組について 提言書の作成に向けて
5	令和6年6月19日 （水）	提言書の作成に向けて
6	令和6年7月31日 （水）	
7	令和6年8月28日 （水）	

第2 委員会の基本的な方針

1 委員会で検討した事案

委員会では、以下の3つの事案について検証し、「事案発覚に至る経緯等」「初動対応」「性暴力の防止対策や発見後の対応」等の検討を進めることとした。

事案1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮（詳細は別添資料1）

- ・発生日：令和3年12月
- ・加害者：区立小学校会計年度任用職員（36歳・男性）
- ・概要：連絡用黒板のチョーク置きにスマートフォンを置き、3年生女子児童の着替えを盗撮した。当該職員は建造物侵入により有罪となった。

事案2 区立中学校教諭の逮捕（詳細は別添資料2）

- ・発生日：令和4年5月
- ・加害者：区立中学校教諭（37歳・男性）
- ・概要：清掃の時間、男子生徒をトイレの個室に追い込み、ズボンの上から男子生徒の股間をつかんだ。当該教員は強制わいせつ罪により逮捕された。その後、当該教員は自死した。

事案3 区立中学校校長の逮捕（詳細は別添資料3）

- ・逮捕日：令和5年9月
- ・加害者：区立中学校校長（55歳・男性）
- ・概要：過去に当該校長から被害を受けた方が東京都の第三者相談窓口にご相談したことで、本件が発覚した。当該校長は児童ポルノ禁止法違反及び準強姦致傷の容疑で逮捕された。

2 事案についての検討内容

(1) 事案発覚に至る経緯等

一般に、児童生徒性暴力事案に関しては、いかに発生を防止するかが重要な点であるが、発生してしまった場合にいかに早く対応できるかという点もまた重要になる。

事案2については、事案の発生の当日に被害生徒から教員に対して被害の開示がなされており、その時点で発見されていたと想定される。また、事案1については、いつからカメラが設置されていたのかは不明であるが、カメラが児童によって発見されてからすぐに教員に対して開示がされている。他の教室に設置されていたカメラの発見は、被害の開示後の捜索によるが、それでもなお、比較的早い段階で、事案が教員に伝えられたことは、児童に適

切な対応を行う力があったこと、そして児童への日ごろからの教員の関係性構築が適切であったことが推察される。

ただ、事案2については、事後のアンケートにおいて、加害教員による生徒への身体接触が多く行われていたことが生徒から指摘されている。これまでは、必要のない身体接触でも、学校現場では許容されてきた。児童生徒は、その権力関係ゆえに、「嫌だ」と言えないまま、意に反した身体接触が行われ、それが、「気さくな先生」「人気や指導力のある先生」だと誤解されることもあった。「必要のない距離の近さ(境界のなさ)」は性暴力のゲートウェイだという風土を醸成する必要がある。事案3は、校長の逮捕によって事案が明らかになるという不適切な状況が見られる。しかも、その事案の発見の発端は、東京都が児童生徒性暴力防止法の制定を受けて設置した第三者相談窓口においてである。最初は匿名で、事案が特定できない形での電話相談があり、その後、段階的にメールでのやり取りにより事案が特定できる情報提供がされた。東京都の相談窓口でも明確な事案と特定できるまで、練馬区への状況共有を行えなかったため、相談されて3か月ほど後に、区教委が事案の存在を知るに至った。その後、区教委が校長逮捕の3か月前に被害者と連絡を取り、面会を行った。

事案3からは、これまで練馬区で「ない」とされてきた児童生徒性暴力が何年も前から存在していたが、学校に関係する大人たちが適切に発見することができず、また、児童生徒も性暴力についての開示をすることができない事態が長く続いていたことが明らかになった。事案3から学ぶべきことは、これまで児童生徒性暴力事案が発見されなかったことは「児童生徒性暴力がなかった」ではないということである。当該性暴力が見過ごされてきたことは、学校が児童生徒にとって、安心安全な場所でなかったことを意味し、従って、学校が尽くさなければならない安全配慮義務に違反していたことになる。今回、児童生徒性暴力防止法の施行により、東京都が設置した第三者相談窓口相談がなければ、区内の小中学校において、校長にまでなった人による児童生徒に対する性暴力が発覚しないままであった可能性が高い。その意味で、区教委が独自の第三者性暴力相談窓口を設置したこと(29)は、今後の事案の発覚にとって重要なことだと評価できる。

性暴力は、身体的暴力に比べ密室で行われることが多いため、他者により発見することが困難な暴力である。加害者による性暴力の申告は期待できないため、被害児童生徒や他の教職員等による申告しか発見を期待することができない。事案3では、元生徒の被害申告があったが、それが被害当時になされなかったのは、当時は「学校には性加害はない」という誤った思い込みを前提として、相談体制が整備されていなかったことが大きい。相談窓口が存在し、もっと早い段階、例えば、被害直後に事案3の性暴力が発見されていれば、未だ明らかになっていない性犯罪被害を含めて、より多くの性暴力

被害を防止できた可能性は否定できない。

性暴力は他の身体的暴力に比べて、心的外傷後ストレス症（PTSD）の発症率が高いなど、生涯にわたる深刻な被害を生じさせるものである。政府は、性暴力が「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2020）を明らかにし、その後継方針を2023年に出しているのも、その被害の大きさゆえである。事案を発見するための制度的仕組みが欠けていたことは残念でならない。

（2）初動対応について

事案2から明らかになったことは、生徒の被害開示がありながら、開示を受けた教員が適切な対応を行わなかったことである。

事案2は、令和4年5月に発覚したものであるが、すでに見たように、令和4年4月1日から、児童生徒性暴力防止法は施行されており、また、施行後間もないものの、同法はすでに令和3年5月には公布されていたことから、十分同法の考え方について、理解する時間はあったはずである。

また、事案1が令和3年12月に発覚した時点で、同法に沿った対応フローを確認してしかるべきであるが、参考資料 3 4の「サービス事故防止に向けた校内研修の実施について」において、「協議内容1」も「協議内容2」も、発見したらどうするかについてではなく、「こうした行為が与える影響」についての協議や、防止のための方策に関する協議は行われているものの、発見後の対応については、言及がない。事案1の後ただちに「練馬区対応フロー」作成が行われてもよかったのではないか。

事案2の発生後である令和5年4月1日に都教委は「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を作成したことに先んじて、「練馬区対応フロー」を作成した点は評価できるが、それによって、事案2の対応の不適切さが軽減されるわけではない。

事案2の初動対応の不十分さは、児童生徒性暴力の被害が、児童生徒に与える影響の大きさについての理解が全くないことによるものである。このことは、この人であれば自分の訴えを聞いてくれるだろうという児童生徒の信頼を裏切る行為でもある。また、事案2は、被害生徒が男子であることから、「男子児童生徒は被害に遭わない」という思い込みがあった可能性もある。このような思い込みや信頼を裏切る行為が起らないために、何をすればよいのかを検討する必要がある。

（3）性暴力の防止対策や発見後の対応についての検討

本提言の14頁にあるように、区教委は事案1から事案3を受けて、「教職

員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組」を実施している。これらの取組は令和3年度から始まっているが、児童生徒性暴力防止法が成立した令和3年5月に、各学校に対し法の周知を行ったものの、それ以前は、ほとんど何も行っていなかったことが確認されている。

事案1が起きてから、緊急対応として、臨時校長会(3)や校内研修(4)が実施されている他、児童生徒に対しては、当該校での全校説明・保護者会、心のケアが行われている。これらの対応は、通常事案が起きたときに実施されるものであることから、性暴力に関して、特別な対応がなされたわけではない。事案1は、盗撮事案であったことから、「サービス事故」として、法令順守を基礎とした対応にとどまっている。

令和4年4月1日に同法が施行されても、事案2の発覚の後になって、法律の内容の確認が行われている。事案2の後には、相談窓口の周知が行われているが(8) 区教委独自の第三者相談窓口の開設は、事案3後の令和5年12月まで待たざるを得ない(29)。また、令和4年12月には、「練馬区対応フロー」が策定され(14) 令和5年1月には、対応フローが改訂されている(15) 他、6月・11月には小学校1校中学校1校と少ないものの、「生命(いのち)の安全教育」がモデル実施されている。遅まきながら、やっと、性暴力に特化した防止対策が実施されるようになった。

区教委が性暴力防止対策に本格的に取り組みだしたのは、令和5年度になってからである。4月に都教委による「性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」が作成され、また、国の方針(「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」(令和5年3月30日))を受けた5月の「性暴力等防止強化月間」の開催、7月の都教委主催のサービス事故防止月間においては、「生命(いのち)の安全教育」の全校全学年実施(16) や教職員対象校長面談の実施、児童生徒への相談シートの配付(19、 20) など、次第に施策を充実させてきた。事案3の発覚以降は、11月には物理的死角をなくすための校内環境の点検や、区独自の第三者相談窓口の設置(12月、 29)などが行われている。

学校における性暴力の防止対策には、物理的死角と心理的死角をなくすことが重要であるが、「校内環境の点検」や令和6年5月の「性暴力等の防止に向けた校舎図の作成(32)はかなり遅くの実施と言わざるを得ない。また、令和6年度の性暴力防止対策の実施(例えば、 32など)では、内容的にほぼ前年と同様であることから、内容の充実を図ることが求められる。

発見後においては、被害者に対する支援は学校が担うべき最も重要な役割である。直後においては、スクールカウンセラー等による対応が行われるが、それが継続して、当該校を卒業しても、少なくとも民法上の成人になるまでは、同じカウンセラーによる対応が継続することが必要である。小学校・中学校という学制上の区切りは、被害者の回復とは、無関係である。このことは、被害者が多くとも同じことである。

また、これまでの教職員による児童生徒性暴力に対する無理解から、在学中は相談できなかった元児童生徒から相談があった場合には、事案3のように支援のタイムラグが生じないように、都教委ともこれまで以上に連携関係を構築する必要がある。

第3 児童生徒に対する性暴力の発覚の困難さ

本稿の第2の2「事案についての検討内容」では、初動対応及び防止対策や発見後の対応について3つの事案を基に検討を行った。それらに加えて検討すべきは、これまで児童生徒性暴力事案が発見されず、見過ごされてきた可能性があるという事実である。

内閣府が若年層（16歳から24歳）を対象に行った調査（2022）によると、若年層のうち、12.4%が身体接触を伴う性暴力被害に、4.1%が性交を伴う性暴力被害に遭遇したことがあると回答している。被害に遭った場所に関する質問では学校という回答が最も多く、加害者が学校・大学の関係者（教職員や先輩、同級生等）であったと回答した者も多い。こうした調査の結果からは、学校において性暴力が発生していることが分かる。これまで練馬区において、教職員による性暴力被害の報告がなかったことは、被害が存在しなかったのではなく、発覚しないままであった可能性も考えられる。ではなぜ、教職員から児童生徒に対する性暴力は発覚しなかったのだろうか。

事案3が、時間が経った後に申告されたことも問題であるが、事案2においては、必要のない身体接触について、教職員たちもまた注意する必要性を感じていなかったことが推察され、そうした性暴力に気が付きにくい風土が、児童生徒性暴力の発覚困難に寄与していたことも考えられる。従って本稿第3では、児童生徒性暴力の発覚がなぜ困難だったかについて検討を行う。

1 学校においては圧倒的な権力関係が存在していることに関する理解が十分ではなかったこと

要因の一つとして、加害者が被害者より立場が上の者である場合、被害者が被害を誰かに相談しにくくなるという点が考えられる。

学校において、児童生徒からすると、教職員は、自分の直接の担任ではなかったとしても、従うべき存在である。自分たちを教え導くはずの立場の人で、自分たちの将来を左右する力を持っていると感じる場合もある。そもそも、児童生徒は、「大人のいう事をよく聞きなさい」などと声をかけられることも多く、「自分より大人の方がものを知っている」「大人に逆らってはいけない」という認識を持ちやすい。

教える者と教えられる者、指導する者と指導される者、指示する者と指示される者、学校においては、圧倒的な権力関係が存在している。

しかし、学校の教職員が、児童生徒との間の権力関係を自覚しているかは不明瞭である。一般的に、パワーを持つ人は、自分の持つパワーに無自覚である。「友達のような先生」という表現がされることはあるが、一見友達のようにフランクな教員であっても、児童生徒との間の権力関係が存在しないわけではない。

圧倒的な権力関係がある場合、上の立場の人に逆らうことは難しく、上の立

場の人を告発することも難しい。児童生徒たちは、教職員から性暴力を行われても、それを相談すること、開示することは困難であっただろう。そうした困難さに気づき、教職員の方から、児童生徒が被害を開示しやすい状況を整えるのならばまだしも、児童生徒にとって被害開示が困難な状況かもしれないという意識がない場合、児童生徒からの自発的な開示は非常に難しい。

2 性暴力についての理解が十分ではなかったこと

性暴力は、性的同意について理解していなければ、自分の身に起きた出来事を性暴力だと気が付くことさえ難しい。目の前で生じている出来事、自分が見聞きした出来事が性暴力であると気付くため、そして性暴力が発生するかもしれないと考え対策を立てるためには、まず、性暴力について理解することが重要である。その上で、性暴力が発生しやすい物理的状況、あるいは心理的状況について考えることが必要となる。従って、何が性暴力であるか、性的同意とは何かを理解することを欠かすことができない。

現在、「生命(いのち)の安全教育」として学校教育の中で性暴力に関する教育が行われるようになったが、以前は社会において、人々は性暴力とは何か、性的同意とはどのようなことかについて学ぶ機会はなかった。教職員として学校に勤務している人々も例外ではない。

そうした知識のなさ、性暴力についての理解のなさが、性暴力に対する理解の解像度を下げ、子どもたちが性暴力を受けているかもしれないという発想の障壁となり、性暴力に気が付きにくくなっていた可能性がある。

3 「サービス違反」という認識が中心で、性暴力が「人権侵害」という意識が希薄だったこと

事案1の発生後、1週間余りで、教職員に向けた「サービス事故防止に向けた校内研修の実施について」(3)を区教委は発出している。この研修は、事案1を受けたもので、事案1の概要について説明を行い、問題点を明らかにしている。その中では、「人権的配慮やハラスメントの視点から、指導方法や児童生徒とのかかわり方に問題がない等についての、教員相互のチェック機能を働かせる。また、そうしたことについて指摘し合える校内の雰囲気・風土を醸成する」という説明がある。

ただ、この研修においては、性暴力のいかなる点が入権侵害に当たるのかが明確ではなく、さらに、単にルールを守ればよい=サービスを順守すればよい、という説明にとどまっていることが問題である。

性暴力は人権問題であり、差別の問題であることをあらゆる機会を捉えて強調していく必要がある。

4 被害者が被害を受けた認識を持つことができなかったこと

被害を受けた人の中には、自分の身に起きた出来事を被害だと認識できなかった人もいた。これは、性暴力の被害当事者によく見られることである。齋藤（2020，齋藤・大竹編著，第7章）は、性暴力の被害当事者にインタビューを行い、被害を受けたときに児童生徒だった場合には「それが性的な行為であると分からず」に被害を受けたと認識できず、被害を受けたときに大人であった場合でも、加害者が知っている相手であった場合には、「それが一般的な性暴力のイメージ（見知らぬ人から突然行われる行為）と異なるために」性暴力だと認識できないことを明らかにした。小学校低学年年齢くらいまでの子どもは、性に関する知識がないため、「それが性的な行為であると分からず」に被害を受ける。秘密にしなければならない恥ずかしいこと、嫌なこと、何かおかしい、と思っていたとしても、それは「性的な行為である」とは理解していない。また、中学生から高校生頃になると、友人たちとの話などから、自分の身に起きていることを「性的なこと」だと認識し始めることはある。しかしそれでも、「被害」だとは思わず、「何かおかしい」「嫌だな」と思うにとどまることも多い。そして、「被害」という認識がなくとも、男性への忌避感、自傷行為、情緒不安定など様々な状態が現れる。

そもそも児童生徒は、性的同意とは何か、性暴力とは何かという教育を、これまで受けてこなかった。従って、性暴力に気が付くことは難しい。練馬区で生活していた児童生徒の中にも、自分の身に起きた出来事を性暴力だと気が付かず、だからこそ誰にも相談できずにいた児童生徒がいたことが推測される。

5 被害者が被害申告・相談する窓口が制度的に存在していなかったこと

性暴力の発見のためには、「ここに相談すればよい」と被害者が思ってくれるような窓口が制度化していることが必要である。事案3は、東京都が設置した相談窓口へ匿名でなされたメールが発端であった。もちろん、児童生徒性暴力防止法の施行や#MeToo運動³も、相談への後押しになった可能性はある。しかし、「性暴力」に特化した相談窓口が開設されたことは、どこに相談したらよいのか、また、相談したらどうなるのかなどの情報が得やすくなる。

29にあるように、令和5年に練馬区が練馬区独自の性暴力に特化した第三者相談窓口を開設した。そのことは、練馬区で性暴力を教職員から受けた児童生徒にとっては、相談しやすい制度が構築されたことは、被害者支援として重要である。

今後の相談件数の推移を見守るとともに、相談窓口から支援につながる方法の構築などが充実することが望まれる。

3 「私も！」という性暴力被害者への共感を表す言葉で、性暴力被害当事者が自身の経験を告白・共有する国際的な運動。SNSで使用されたハッシュタグの名称で呼ばれている。

- 6 教員による「違和感」を共有する仕組みや風土が存在していなかったこと
- 今回の議論の過程で明らかになったことの一つとして、教員の中には、加害をした教員の様子について「違和感」を抱いていた者もいたということだった。“なんとなくおかしい”と思っている、日々の多忙さに追われてそのままになっている様子が見られた。人は、自分が安全ではないときに、他者の安全に配慮することは難しい。また、業務が多忙な時には、お互いの声掛けが減り、困ったことを相談する、気が付いたことを共有することができなくなる。そうした風土も、性暴力の発見を妨げていたのではないだろうか。従って、教職員が心身ともに安全であり、他人の様子が普段と違うときに“何があったのか”と声を掛け合える組織、困ったときに相談し合える組織、あるいは逸脱した行動が見受けられたときに、その人自身に注意を伝えたり、管理職に伝えたりすることのできる組織(それはひいては、相手を注意しても、管理職に伝えても、自分には一切の不利益が生じない組織)について、一層考えることも重要である。

第4 教職員による児童生徒性暴力等防止に向けた取組

...都が実施主体の取組
 ...区が実施主体の取組
 は関連する資料

年度	本区で発生した事案	管理職に対する取組	教職員に対する取組	児童生徒・保護者に対する取組
令和3年度	【事案1】 12月14日 区立小学校会計 年度任用職員の 盗撮 (別添資料1)	【6月 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の周知】 (1周知資料)		【12/15 当該校保護者会】 ・本事案の説明および謝罪 【12/16 当該校児童の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(2)および面談実施 ・登下校の見守り
令和4年度	【事案2】 5月13日 区立中学校教諭 の逮捕 (別添資料2)	【5/25 臨時校長会】 ・本事案の説明 ・校内研修の実施指示 (7研修の実施通知)	【5/25 校内研修】 法律の内容の確認および セルフチェックシートの実施	【5/18~ 当該校生徒の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(5/5/18実施 6/5/25実施) および面談実施 ・登下校の見守り 【5/19,22 当該校保護者会】 ・本事案の説明および謝罪 【5/25 相談窓口の周知】 学校HP上で国や都、区の 相談窓口を案内 (8案内チラシ) 【6,11月 生命の安全教育の実施】 小1校中1校でモデル実施
		【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・セルフチェックシートの実施(9管理職用 10教育系職員用) ・教員対象校長面談の実施 ・相談シートの配付(11小学校用 12中学校用)		
		【12/8 研修会】(13研修会概要) ・講師「特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京理事長 平川 和子 先生」 ・題目「教職員による児童生徒性暴力等の防止について」 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」(練馬区対応フロー)による区取組の周知(14配付資料)		
		【1/12 区独自資料の改訂】(15改訂資料) ・「性暴力等防止強化月間(5月)」について追記 ・対応フローの改訂 (発見時の対応を丁寧に記載、学校が直接警察に通報することを追記、加害教職員の関係物品を抑えることを追記、加害教職員に対するアンケート実施を明記 等)		

年度	本区で発生した事案	管理職に対する取組	教職員に対する取組	児童生徒・保護者に対する取組
令和5年度	【事案3】 9月10日 区立中学校校長の逮捕 (別添資料3)	【4月 性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアルの作成】		
		【5月 性暴力等防止強化月間の開催】(16 実施通知) ・セルフチェックシートの実施(9 10再掲) ・生命の安全教育の実施(全区立学校園の全学年) ・性暴力の定義および処分量定の確認 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版再確認		
		【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・教員対象校長面談の実施 ・セルフチェックシートの実施(17 管理職用 18 教育系職員用) ・全校朝会における校長講話 ・相談シートの配付(19 小学校用 20 中学校用) ・3ない運動プラスのポスターの掲出(21 教員用 22 小学校用 23 中学校用)		
		【9/22 臨時校長会】 ・本事案の説明 ・5月区取組および7月都取組の再確認を指示 ・校内研修の実施指示(26 研修の実施通知) ・校長からの報告書の提出(27 報告書様式)	【9/22 校内研修】 5月区取組および7月都取組の再確認	【9/11~当該校生徒の心のケア】 ・全校集会での説明および謝罪 ・アンケート(24 9/13実施 25 相談シート区教委で回収)および面談実施 ・登下校の見守り 【9/12 当該校保護者会】 本事案の説明および謝罪
		【12/7 研修会】(28 研修会概要) ・講師「東京都教育庁人事部職員課職員 ・題目「教職員による児童生徒性暴力等の根絶 ~同様の事故を繰り返さないために~」	【11月 校内環境の点検】 空き教室や教科準備室など 死角になる場所の点検	【9/19 相談窓口の周知】 学校HPを通して、区、都の性暴力等に関する相談窓口を案内 【12/4 区独自性暴力等に関する相談窓口(相談フォーム、メール)の設置】 【12/25 心理士による電話相談窓口の設置】(29 案内チラシ)
		【12月 服務事故防止月間】(テーマ「体罰・不適切な指導・暴言の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・セルフチェックシートの実施(30 管理職用 31 教育系職員用) ・全校朝会における校長講話 ・相談シートの配付(19 20再掲)		
令和6年度		【5月 性暴力等防止強化月間の開催】(32 実施通知) ・セルフチェックシートの実施(33 管理職用 34 教育系職員用) ・生命の安全教育の実施(全区立学校園の全学年) ・性暴力の定義および処分量定の確認 ・区独自資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」改訂版再確認 ・学校の取組確認(35 確認シート) ・性暴力等の防止に向けた校舎図の作成		【5/29 相談窓口の周知】 36 区内相談窓口等一覧(練馬区作成) 37 不安や悩みがあるときは...(都教委および練馬区作成) 38 保護者向け相談窓口一覧(都教委作成)
		【7月 服務事故防止月間】(テーマ「児童生徒性暴力等の防止」) ・プレゼン資料およびシミュレーションを活用した校内研修の実施 ・教員対象校長面談の実施 ・全校朝会における校長講話 ・セルフチェックシートの実施(39 管理職用 40 教育系職員用) ・相談シートの配付(19 20再掲) ・3ない運動プラスポスターの掲出(21再掲) ・服務事故防止ポスターの作成(41ポスター様式)		

第5 提言

3つの事案についての検討や都及び区を取組を踏まえて、委員会は練馬区に対して、以下を提言する。

1 性被害の発生を防止するために

(1) 性暴力に関する理解の浸透の重要性

前述のとおり、都教委や区教委において、性暴力に関する研修はこれまでも行われており、性暴力発覚時の対応のフローも作成されている(15)。また、相談窓口を設置するなど、区をあげて性暴力の防止に尽力している様子が見えてくる。

しかし、これまでの練馬区での事案やその対応を確認すると、「性暴力」についての適切な認識及び「性暴力」は被害者に対する著しい人権の侵害であり、早急な対応が必要であるという認識が不足しており、被害者視点からの対応も欠けているように見受けられる。例えば、事案2は男性教師から男子生徒への性暴力の事案であるが、この事案において性暴力は男子生徒に対しても行われるということの理解が不足していたことが指摘できる。つまり教職員において性暴力に関するレイプ神話(男性から女性への暴行行為を伴う性被害)が払しょくされていない様子が見えてくる。

また、被害を訴える児童生徒と加害者が接触可能な状況を放置し速やかに防止策を講じていないなど、性暴力が被害を受けた児童生徒にもたらす影響を軽視していると言われかねない対応が行われていること、性暴力について十分な理解がなかったために周囲の教職員も性暴力についての指摘ができなかった、防げなかった、あるいは起きた後に適切な対応ができなかったことなども問題である。

改めて、「性暴力」が犯罪行為である場合には、当該行為が「性暴力」に該当することはもちろんのこと、犯罪行為とまでは言えない場合であっても、セクハラ行為、不必要な身体への接触等をはじめ、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの全般が「性暴力」に該当することを、改めて周知する必要がある。

そして、児童生徒への「性暴力」が、児童生徒の人格形成や社会性の発達にも重大な悪影響を与えるということも、改めて周知することも重要である。

(2) 「性暴力」が発生しない、発生させないための風土づくり

教職員への研修による意識改革

「性暴力」を発生させないためには、まず、重要な対策として、教職員に対する研修による意識改革が挙げられる。これまで、練馬区において教職員に対し研修を実施し、チェックシートなどを実施していたものの、現場の教職員において、性暴力を「自分事として捉える」視点も不足していたことが

推測される。

なぜ、教職員にとって「自分事として捉える」ことが難しかったのか、性暴力の適切な認識が不十分だったのかを考えると、これまで長年、児童生徒を教育の客体として捉え、児童生徒を主体とした意識が不足していたこと、そのため、児童生徒の人権を核とした研修の不足、日常の問題から地続きである性暴力の本質を伝える研修の不足が考えられる。

まず、人権に関する教育研修が実施されることが重要であろう。その上で、性的自己決定権とは何か、性的同意とは何か、性暴力とは何か、レイプ神話、ジェンダーやセクシュアリティの問題、今問題になっている性暴力にはどのようなものがあるのか、そもそも性暴力と人権がどのようにかかわるのかといった性をめぐる研修が行われ、性暴力の本質を学ぶことが必要であると考えられる。その後、トラウマインフォームドケア研修⁴やリフカー研修⁵など、発覚後のケアや対応に関する研修、そして実際に児童生徒から相談されたら、同僚の児童生徒への接し方に違和感を覚えたらどうするかなど、対応に関して、グループワークやディスカッションで体験する研修などが行われると良いだろう。

現在、性暴力に関しては「生命（いのち）の安全教育」が学校に導入されているが、児童生徒が学ぶべき内容の背景を、まず大人である教職員が学ばなければ、児童生徒に不適切な知識を伝達することになりかねない。

さらに加えるならば、教職員に対する研修では、自分たちが持っているアンコンシャス・バイアスの問題から、日常の中で気付かずに行っている人権の侵害や暴力の話、地位関係性がもたらす気が付かない強制、そして性暴力の話と広げていく必要があると考えられる。

それは、教職員が性暴力を「誰か自分と関係ない人が行っている特殊なこと」「自分はしないから大丈夫」と捉えず、「自分や自分の周囲で起こる、日常から地続きで発生する可能性があること」と捉えることが重要だからである。実際、性暴力や暴力について学んだ人々からは、「自分もこれまで人を傷つけてきたかもしれない、人の意思を尊重しない関わりを持っていたかもしれない」「自分の身に起きたことも暴力だったと気が付いた」などの感想を聞くことが多い。そうした意識は、確かにつらいことでもあるが、各自が自分の問題として捉える上で極めて重要な点である。

さらに、教職員一人一人が、学校で児童生徒が性暴力に遭わないようにすることは、児童生徒が身体的な怪我をすることを防ぐことと同じように安全に関する当然の配慮であり、性暴力は至るところで起きる可能性があること

4 ト라우マとその影響についての知識を持ち、その知識や情報に基づいた関心・配慮・注意を向けた関わりをすることができるようにするための研修。

5 性的虐待や身体的虐待等が疑われる子どもに対して、どのように面接し、何をどのように聞くべきかといったことを学ぶ研修。児童相談所に通告する際に気を付けるべきことなども学ぶことができる。

を十分に自覚して、児童生徒の様子や同僚の違和感に気が付くセンサーの精度を上げていくことも、安全な学校づくりに極めて重要である。

児童生徒への人権と性に関する教育

なにより性暴力被害を未然に防ぐため、そして万一発生してしまった場合における被害後の相談行動を促進するため、さらには被害後の被害者に対する誹謗中傷を防止するために、児童生徒自身の知識が必要不可欠である。

基本的に、大人から子どもへの性暴力を、児童生徒自身が防ぐことは難しい。特に教職員から児童生徒に対する性暴力は、能力や知識の上下関係だけでなく、立場における上下関係が明確に存在する。教職員は教師という立場上、児童生徒の選択を誘導でき、また、児童生徒の抵抗を防ぐことも容易に可能である。

しかし、児童生徒に「性暴力」についての知識があったならば、その場において「おかしい」と気が付くことが出来る可能性が高まる。また、その場では気が付かない、あるいは直接加害者に言えなかったとしても、児童生徒が誰か他の大人に相談することが可能になる可能性も高まる。さらに、児童生徒同士の性暴力についても一定程度防ぐことが可能となる。

これまで、我が国において犯罪に至らない性暴力が軽視されていたことは否めない。例えば、低年齢向け漫画においても「風呂場をのぞく」「スカートめくり」などが公然と行われる描写があり、それが明確な批判の対象となりにくい時代が続いていた。

また、男子生徒の集団が「体育などで女子が混じった試合だと、どさくさの中で胸を触ったりできてラッキーだ」という話をしていたとする。こういった発言についても、これまで問題視されることは少なかった。男子生徒らは、女子を深刻に傷つけようとしているわけではなくどさくさの中で胸を触ることが「性暴力」であることを理解していないことによる発言であろう。

盗撮事案についても、特に児童においては「性暴力」と認識する児童は少ない。まして、盗撮に至らない、女子児童生徒または男子児童生徒に対して性的な冗談を言うことについて、発言する側もされる側も、それが「性暴力」だと気が付いていない場合も多い。

教職員や保護者の中にも、それを「性暴力」だとは認識できない人がいる可能性もある。知らなかった、認識していなかった、ということで、相手に深刻な影響を及ぼしてしまうことは、被害を受けた側の児童生徒はもちろんのこと、加害をする児童生徒にとっても大変な不利益である。

そのように、児童生徒が教職員から性暴力を受けたとき、児童生徒自身が「被害に気が付いて」「ノーという」あるいは「誰かに相談する」ためには、何が「性暴力」であるかに気が付かなければならない。そのために、児童生徒に対する「性暴力」についての定期的な教育は極めて重要である。

教職員にとっての安全な組織の整備及び「性暴力」を発生させないための取組

教職員にとって、組織が安全ではないということは、どのようなことだろうか。事案2においては、性加害を行った教員について、周囲の教職員が“なんとなくおかしい”とと思っていても、多忙な日常業務の中で取り上げられずにいる様子もうかがえた。

また、教員自身、困ったときに誰かに相談ができない、自分一人で解決しようとするのが、その後の事件につながっている様子もあった。

そして、度重なる教職員による児童生徒への性暴力の発覚により、現場で性暴力が起きないようにと継続して尽力している教職員が精神的、身体的に疲労していることも推測される。

そのため、教職員に対して、仕事に限らず、家族やパートナーなどプライベートでうまくいかないことなどの不全感やストレスがきっかけとなり、性暴力につながることもあることを周知させ、教員へのカウンセリング体制を充実させることも重要である。

近年、特にトラウマを再生産しない組織、暴力を生まない組織を作るために、トラウマインフォームドケアの文脈で、組織がトラウマインフォームドであることの重要性がうたわれている。

つまり、他人の権利を侵害するような暴力によってトラウマが発生しない組織であるためには、組織の構成員自体が、自分たちが安全であると感じられること、組織に透明性があり、自分たち一人一人の強みが生かされていると感じられることが必要となる。亀岡(2022)⁶がまとめた、トラウマインフォームドケアにおける組織の基本原則によると、次の6つの要素が重要であるとされる。

- 「安全」: 組織全体を通じて、その構成員が、身体的・心理的に安全であると感じていること、組織中での対応の一貫性、予測可能性
- 「信頼性と透明性」: 意思決定は透明性をもって行われ、信頼の構築と維持が目標になる
- 「ピアサポート」: 共通の経験を有する人が組織に組み込まれ、サービス提供に不可欠な存在とみなされている
- 「協働」: 力の差の不均衡をなくし、サービス提供側とクライアントが協働で意思決定することを促進する
- 「エンパワメント」: 強みを認識し、それを強化し実証するレジリエンス(回復力)やトラウマを癒す力を信じる
- 「謙虚さと対応性」: 偏見や固定観念および歴史的トラウマを認識し、それに対応する

6 亀岡 智美「実践トラウマインフォームドケア さまざまな領域での展開」(日本評論社 2022)

上記のような観点から、引き続き、学校という組織として、「性暴力」をなくす取組を常に行うことが重要である。

例えば、風通しのよい職場環境を作るよう常に教職員間でコミュニケーションを取る、教職員同士においてもパワハラ、セクハラが生じないよう、周りの教職員も注意する。また、万が一パワハラ、セクハラが生じてしまった場合における通告先の周知、徹底も重要である。「性暴力」について通告がされた場合の対応についてもフローを作成しておくなどの対応も必要であろう。

加えて、「性暴力」が生じないようにするため、学校として、定期的に密室になり得る部屋、時間帯がないか、更衣室やトイレの点検を行うとともに、部屋の鍵の管理を徹底する。

また、「性暴力」に限らず、児童生徒からの相談を受けるにあたっては、誰がいつ、どこで、どのように相談に応じているか、相談に対してどのような対応をとったのか、複数の目で確認できる体制を作ることも重要である。

2 性暴力が発覚した後の対応について

(1) 相談窓口の整備・マニュアルの改訂

令和5年に開設された第三者相談窓口をいかに充実させるかが、今後の重要な課題である。併せて、相談窓口で対応する職員の研修の充実が必要である。

本提言では今回、全体として研修の充実を求めているが、相談窓口職員の研修は、その中でも最も重要なものである。後述する各種研修に加えて、プログラム策定委員会の設置も必要である。このプログラム策定委員会では、相談窓口職員の教育研修のための特別プログラムの制定も不可欠である。

また、令和4年に、東京都に先駆けて策定した練馬区対応フロー（14および15）であるが、事案3の加害者が校長であったことで、そもそも校長へ情報を収集し、対応を行うことを前提とした対応フローに課題があることが明らかになった。

そのため、新対応フロー（別添資料4）を作成し、校長だけではなく、副校長の責務を追加した。いかなる事態にも対応できる、現場として使いやすいフローを作成する必要がある。

(2) 被害者への支援、二次被害の防止の重要性

今回、これまでの事案を検討した中で、性暴力が発覚した後、被害を受けた児童生徒の安全の確保が不十分な事案が見られた。

「性暴力」の事案発生後、校長への報告が遅れる、被害児童生徒が加害者と接触可能な環境のままとなっていた、さらに、勇気をもって起きた出来事を話した児童生徒に対し、対面あるいはWEB上での誹謗中傷を防ぎきることが困難であったといったことが挙げられる。

性暴力は、事態そのものも大きなインパクトをもつ出来事である。しかしその後の適切な支援が無いことは被害者の心身の回復を妨げることとなり、二次加害が生じた場合には、性暴力による傷つきをより深くしてしまうこととなる。

そういった、被害者へのさらなる被害を防止するため、適切な支援としては、周囲の人々が、性暴力のもたらす傷つきの深さを知ることが第一歩である。そして、周囲の児童生徒や保護者からの二次加害を予防するためには、周囲の児童生徒や保護者への教育と適切な情報開示が不可欠である。

さらには、被害者への二次加害が起きる恐れがある場合には、学校として、断固として二次加害を許さない姿勢を示すことも重要だと考えられる。

そして、児童生徒から被害申告があった場合には、それを真摯に受け止め、対象教員がたとえ否認したとしても、加害者である可能性のある教員とは分離することなど、まずは児童生徒の被害申告が事実である、との前提のもと、被害の継続を防止するために必要な措置を取る必要がある。

加えて、区教委は被害者に寄り添う支援をマニュアルとして制定するなど、支援を制度化することが必要である。

(3) 性暴力が生じた場合の適切な対応

被害児童生徒からの聞き取り、被害児童生徒への対応について

まず、性暴力については、最初に相談を受けた人が、どのように被害を受けた児童生徒から話を聞くのかということが重要である。

まずは、被害者の視点に立ち、被害者からの話を謙虚に聞く姿勢は重要である。

そのときに「受けた被害は暴力であり、許されないことだ」といった対応をされなければ、子どもたちは二度と自分の被害を人に打ち明けなくなるかもしれない。自分の話を信じてくれない大人に、子どもはそれ以上のことは話さない。一方で、相談を受ける者が上記の気持ちを強く持ちすぎて子どもの言葉を誘導してはならない。特に小学校年齢の児童の場合、「記憶の汚染」（当初の記憶が後の情報により書き換えられること）を防ぐためにも、教職員においても児童からの適切な聴き方を学ぶことは重要である。

さらに、性暴力の被害を受けたことについて相談があった後に、被害を受けた児童生徒を支援する人材の育成も重要であろう。

担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応者として考えられるが、学校においてトラウマインフォームドな対応が行われ、その後必要に応じて専門機関につなぐというプロセスを取ることが、児童生徒の心理的回復を考える上で必要となる。

ただし、心理職という専門家であったとしても、誰しもがトラウマインフォームドな対応ができるわけではなく、特に性暴力の対応は対応する者も気

持ちが揺れることが多い。前述していることではあるが、改めて、教職員が適切な対応をするための研修が実施されることが望ましい。

関係機関との連携強化について

すでに練馬区においても関係機関との連携を図っているところであるが、改めて、性暴力発生後の関係機関との連携についての見直しは必要である。

性暴力については、発生した場合に被害者からの聞き取りが極めて重要となるところ、児童生徒は未成年者であり暗示、誘導されやすいという傾向は否定できない。そのような中で何度も聞き取りがなされれば、記憶の汚染が生じることは周知の事実である。

そのため、性犯罪については警察、検察等での被害確認面接が行われることが多く、性犯罪に至らない「性暴力」であったとしても、専門的知見を有する者が聞き取りを行うことが望ましい。

そういったことから、「性暴力」発生時、それが性犯罪に直ちに当たらない場合であっても、誰が、どのように被害児童生徒から聞き取りを行うのか、あらかじめマニュアル化しておくことが重要であるとともに、性犯罪にあたる可能性のある事案については児童相談所と連携して聞き取りを行うなど検討されるべきと考えられる。

誹謗中傷対策

誹謗中傷対策については、事前の予防、出来事発生時の予防、誹謗中傷が生じている段階の対策といくつかの段階で考える必要がある。

事前の予防は、児童生徒や教職員、保護者に対する教育・啓発がその役割を果たすと考えられる。

性暴力事案が発生してしまった場合における誹謗中傷の予防としては、情報の管理や適切な情報の伝達である。3つの事案において、児童生徒への情報の伝達は、区内各学校では全校集会という形で実施された。その前後には、保護者会も行われた。その際に、児童生徒の心のケアを一定期間行うことやアンケートの実施（2、5、6、24及び25）はあっても、事件を性暴力やその被害について考えるべき機会と捉え、全校児童生徒に対する教育を実施するということとはなされていない。そのため、伝達された情報によって、誹謗中傷が行われる可能性について、適切に予測し、それについての対策が実施された形跡はない。

性暴力事案に関して、児童生徒に何をどう伝えるのか、そしてその伝えた情報が、新たな被害を生まないように、区教委や学校は、性暴力事案に関しての適切な情報管理のプロセスをあらかじめ確認しておくことが望ましい。

そして、万一、誹謗中傷が生じてしまった段階における対策は、一つには、学校が毅然として誹謗中傷を許さない姿勢を取り続けること、被害者の立場

に立った発信をすることが挙げられる。その他、具体的な対応フローをあらかじめ作成しておくこと、SNS などインターネット上の誹謗中傷の場合、弁護士と相談し、場合によっては情報開示手続など、法的手続を取ることも重要であろう。

加害者である教職員への厳正な対応

教職員による「性暴力」が生じてしまった場合における、厳正な処分も重要である。「性暴力」に対して組織として毅然とした態度をとることを示すことが、後の「性暴力」の発生に対して一定の抑止効果となると考えられる。

ただし、教職員に対する処分を行う場合には、被害者、加害者、その周りの第三者からしっかりと聴取を行った上、その聴取内容を基にした事実確認を前提とすること、犯罪行為に該当する場合には、あくまで犯罪となるかどうかについては刑事裁判の結果によるものであり、それ以前に第三者が犯罪行為として「有罪」と認定することは許されないこと、加害者であっても「人権」を有する一人の人間であることを念頭に置き、個人情報漏洩、誹謗中傷が発生しないよう注意することは重要である。

区教委自体は教員の処分権限を持たないが、「性暴力」が発生した場合において、教職員が上記の意識を持ったうえで対応すべき必要がある。

3 あるべき研修の例

繰り返しになるが、委員会の議論の中で、明らかになったことは、根本に「人権意識の欠如」があるということである。これは児童生徒や学校関係者だけでなく、保護者や世間一般をも包括してすべての日本人意識の問題だと考えられる。

そもそも加害者は、性暴力を行うことが被害者の人権を損害することだと認識していない。被害者も、性暴力によって自分の人権が侵された、と認識することは難しい。しかし性暴力は深刻な人権の侵害であり、だからこそ、被害を受けた人は重大な傷を負う。「自分の身体は自分のもの、同意なき接触は性暴力であること、人と人との関係において立場の違いはあれど対等・平等であること」などが広く理解されていないことは、大きな問題である。性暴力やその後に起こる誹謗中傷の問題も、そこに根本原因がある。

そしてそれを解決するのはやはり教育以外にはないと考える。

(1) 児童生徒に対する性教育

2023年度から内閣府と文科省による「生命(いのち)の安全教育」が全国の学校で本格的にスタートした。モデルスライドも文科省のホームページにアップされている。従来の性教育が「科学的な身体と心のしくみ」が中心で、トラブルが起きないように気を付けることが中心だったのに比べ、リプロダ

クティブヘルス・ライツ（「性と生殖に関する健康と権利」）の考え方が根底にある。つまり「自分の身体は自分のもの」「ノーを言う権利」「明確なイエス以外はノーである」などが盛り込まれているのが特徴である。性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を目的とする。

もともと日本の性教育は1992年（性教育元年とも呼ばれる）に本格的に開始された。行き過ぎた性教育ということで「七生養護学校事件」（2003年）⁷も起きるなど、その歩みは平坦ではなかった。2004年に文科省は学習指導要領の改訂を行い、いわゆる「歯止め規定」と言われる、中学校では「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」（解説保健体育編）という文言が入った。当時の性交同意年齢が13歳だったことを考えるとかなり矛盾していると言わざるを得ない状況が、かつてはあった。

こうした中、東京都では東京産婦人科医会と都教委が協力して、都立高校へ産婦人科医を派遣して性教育を行う、という事業を2006年から行っている。2018年からは中学校への派遣も開始され、徐々に参加校も増加している。2022年秋から都立高校への産婦人科医師校医制度がスタートした。練馬区でも、産婦人科医が性教育に関わる機会があるが、今後積極的に増やしていただきたい。

（2）教職員、保護者に対する研修

東京都産婦人科医会と都教委の事業内容は「高校の養護教諭とチームで生徒向け講演会、事例検討、教員や保護者向けの研修会を行う」となっている。ただ、実際は生徒向け講演会を年1回行うのが通例で、その時養護教諭以外の教員や保護者も一緒に聞けるようにしている学校もあるが、数は多くはない。

練馬区においては、生徒向けはもちろんのこと教員向け研修、保護者向け研修や個別相談を積極的に行うとともに、養護教諭を中心とした研修実施についても推進をお願いしたい。

⁷ 小学部から高等部にかけて一貫性を持って性教育をする独自のカリキュラム「こころとからだの学習」を実施したことを、「不適切な性教育をした」として都教委が校長等を処分した事件。2010年に最高裁判所は、七生の性教育について「学習指導要領に反しない」と判断し、処分を取り消した。

(3) 研修内容について

児童生徒及び教職員に対する具体的研修内容として、必要だと考えられるものを以下に記す。

期間：各学年で年に1度以上、1回につき45分～50分実施

内容：性暴力を防止するためには性教育が必要であり、性教育は人権教育であるとの認識のもと、具体的には、下記の内容が含まれ、児童生徒においては、義務教育の間で段階的に理解できることが望ましい。

対等な関係性、あるいはパートナーシップに関する内容
人権や文化、セクシュアリティ
リプロダクティブヘルス・ライツ
身体と心の科学的知識（生理や射精、妊娠や避妊、中絶などを含む）
プライベートゾーンに関する知識
いつどこで誰とどのような性的行為をするかという性的自己決定権
ジェンダー・セクシュアリティに関する理解
性的同意の具体的な内容、考え方
何が性暴力にあたるのか
性暴力を受けたときに、人は抵抗が難しいこと
性暴力を受けたときに、誰に相談ができるか／相談先の周知徹底
No Go Tell（嫌だという、その場を立ち去る、信頼できる大人に話す）

委員会の提言を受けて、今後は、プログラム策定委員会を立ち上げ、練馬区独自の「人権を基盤にした教育・研修プログラム」の作成をお願いしたい。

第6 おわりに

令和4年に児童生徒性暴力防止法が施行されて、本提言第4に記述したように、性暴力防止のための対応が進んできている。発見のために重要な窓口も、練馬区独自で開設し、また、発見の風土を醸成するための教職員研修や児童生徒に対する「生命（いのち）の安全教育」の全校実施も進んでいる。また、発見後の練馬区対応フローも整備されている。今回の事案3を受けた練馬区対応フローの改正も、本委員会は提言している。

ただ、制度＝「うつわ」ができて、その「うつわ」の運用が、「人権」に基づいて行われなければ、「児童生徒を性暴力から守る」という理念が理念で終わり、実際の児童生徒を守ることにはつながらない。性暴力から児童生徒を守るとは、児童生徒の個人としての尊厳を守り（日本国憲法13条、こども基本法3条1号）、差別をなくし（日本国憲法14条、子どもの権利条約2条1項、こども基本法3条1号）、児童生徒の成長発達権を保障することである（子どもの権利条約6条、こども基本法3条2号）。

性暴力は子ども時代を奪うだけではなく、児童生徒の将来に大きな影響を与える。それだけではなく、学校という平等な学びの場が、「性暴力に耐えながら学び、性暴力に耐えながら他の児童生徒と同様な結果を試験等で出さなければならない」という差別の場となってしまう。

学校が児童生徒の尊厳を守り、平等な場所で、しかも成長発達権を保障する場であるために、私たちは研修がとても重要だと考えた。その結果、今回は研修内容に深く踏み込んだ提言となった。今必要なのは、「学校が性加害を生まない風土づくり」であり、そのためには、適切なプログラムが欠かせない。繰り返しになるが、練馬区独自の研修・教育プログラムを作成し、それに沿って、繰り返し研修・教育を行うことが、今の練馬区に必要なことである。

児童生徒だけではなく、教職員にとっても、また、保護者や練馬区民にとっても、安心安全で、練馬区で生活してよかったという所属感（Belonging）が感じられる学校にする必要がある。

私たちが議論してきたのは、児童生徒の権利をどのように保障するかである。練馬区の教員すべてが、「教育委員会から言われたから」「法律がそうになっているから」という他律的な理由によってではなく、教員として、児童生徒の人権を守ることが第一次的責務であることを再認識し、単なる法令順守に拘泥することなく、率先して子どもの人権を保障することを期待する。

そのためには、今後行われる施策が、児童生徒の人権に基づいた、真に児童生徒にとって学校が性暴力のない安心安全な場所になっているかの検証も欠かせない。練馬区の「性暴力を許さない学校風土を醸成する」試みは、やっと緒についたばかりである。これから、検討の契機となった事案を風化させず、被害に遭った児童生徒のことに思いをいたしながら、息の長い、繰り返しの研修等を制度的に実施することが、防止のためには不可欠である。「二度と児童生

徒を被害者にしない」ことは、教職員を含む大人たちの責務である。

最後に、自分の被害について、声を上げてくれた児童生徒や元児童生徒に心から感謝したい。あなたたちの勇気ある行動がなければ、私たちは学校における性暴力について真摯に向き合うことができなかった。これから声を上げる人たちに対しては、これまでとは異なった対応を区教委が行うことを信じてほしい。

資料編

事案 1 区立小学校会計年度任用職員の盗撮

1 概要

令和 3 年 12 月 14 日（火）

区立小学校会計年度任用職員（36 歳・男性）

建造物侵入により有罪

2 経過

- (1) 令和 3 年 12 月 14 日（火）、体育終了後、着替え中の 3 年生女子児童が教室後方出入口のそばにある連絡用黒板のチョーク置きに置かれた黒板消しの裏にスマートフォンがあることに気付き、担任に伝えた。
- (2) 担任はすぐにスマートフォンを持って校長に報告し、校長室で校長、副校長、事務主事で確認したところ、当該職員のスマートフォンであることが分かり、校長室に呼んで当該職員に聞き取りを行った。
- (3) 聞き取りの結果、当該職員が 3 年生と 4 年生の 2 学級で自身のスマートフォンによる撮影行為を行っていたことが発覚し、管理職が警察に通報した。

3 事件発生後の取組

(1) マスコミへの対応

12月16日（木）区は報道発表を行う。

(2) 児童への対応

- 12月16日（木）
- ・全校集会にて、校長が本件発生の説明および謝罪
 - ・登下校見守り（指導主事、教員）
 - ・心と体のアンケート調査の実施および面接の実施

(3) 保護者への対応

12月15日（水）臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪、今後の対応についての説明

4 再発防止に向けた取組

臨時合同校（園）長会を開催し、全校（園）への経過報告および再発防止に向けた取組みの指導・徹底

教職員研修の実施

採用選考の質の向上

地公法 16 条に該当していないことや、サービスの宣誓に関する内容について、十分に確認を行う。

小学校 1 年生から、男女別の場所（パーテーションで確実に区切るなどして）で着替え等を行う。

事案 2 区立中学校教諭の逮捕

1 概要

令和 4 年 5 月 13 日（金）
区立中学校教諭（37 歳・男性）
強制わいせつ罪により逮捕

2 経過

- （1）令和 4 年 5 月 13 日（金） 帰りの学級活動後の一斉清掃の時間、被害生徒は男子トイレで同じ班の生徒 3 名で掃除を行っていた。
- （2）トイレの見回りをしていた当該教員が、被害生徒をトイレの個室に追い込み、扉が開いているトイレの中で、ズボンの上から被害生徒の股間をつかんだ。
- （3）当日、被害生徒から学年の教員に相談があり、翌 14 日（土） 被害生徒および被害生徒保護者から再度相談があり、発覚した。
- （4）5 月 16 日（月） 管理職が被害生徒、当該教員それぞれから聞き取りを行い、事実であることを確認した。17 日（火） 管理職が被害生徒および被害生徒保護者と面談し、当該教員からの性暴力について謝罪した。その後、被害生徒保護者は、警察署に被害届を提出した。
- （5）5 月 21 日（土） 午前 5 時頃、当該教員は自死した。

3 事件発生後の取組

- （1）マスコミへの対応
5 月 19 日（木） 警視庁が午前 10 時ごろ報道発表、区は午前 11 時 30 分頃に報道発表
- （2）生徒・保護者への対応
5 月 19 日（木） ・ 全校集会で、校長が本件発生（わいせつ事案）の説明および謝罪
・ 登下校見守り（指導主事、教員）
・ 心と体のアンケート調査および面接の実施
・ 臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪
5 月 23 日（月） 全校集会で、校長が本件発生（当該教員自死）の説明および謝罪
5 月 25 日（水） 心と体のアンケート調査および面接の実施

4 再発防止に向けた取組

臨時合同校（園）長会を開催し、全校（園）への経過報告および再発防止に向けた取組みの指導・徹底
区立学校（園）の全幼児児童生徒に東京都相談シートの配付および「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」についての児童生徒および保護者への周知徹底
性暴力等の防止に向けた教職員を対象としたセルフチェックの実施
教職員研修の実施
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を踏まえた研修の実施

事案3 区立中学校校長の逮捕

1 概要

令和5年9月10日(日)

区立中学校校長(55歳・男性)

児童ポルノ禁止法違反および準強姦致傷の容疑で逮捕

2 経過

- (1) 令和4年11月、東京都教育委員会(以下、都教委)が、被害者の方から、都教委が設置している第三者窓口に匿名の電話で最初の相談を受けた。その後、令和5年1月に都教委にメールで改めて被害者の方から連絡があり、都教委としての対応を検討していた。
- (2) 令和5年2月末、練馬区教育委員会(以下、区教委)は都教委から、当該校長からの被害について相談している方がいる旨、情報提供を受けた。その後、都教委とともに被害者から話を伺い、今後の対応について協議を重ねた。
- (3) 7月14日、区教委から練馬警察署に本件の経緯について情報提供をし、その後、被害者が直接警察に話をしたことで、警察が捜査を開始した。
- (4) 9月10日、警察が当該中学校の校長室の捜索を行った。同日22時44分に、当該校長を逮捕したことについて区教委が連絡を受けた。

3 事件発生後の取組

(1) マスコミへの対応

9月11日(月) 警視庁が10時30分に報道発表、区が18時に記者会見を実施

(2) 生徒・保護者への対応

9月11日(月) 全校集会にて、副校長が本件発生の説明および謝罪

9月12日(火) 登下校見守り(立哨警備、指導主事、教員)

臨時保護者会を開催し、本件発生の説明および謝罪

9月13日(水) 心と体のアンケート調査の実施および面接の実施

9月15日(金) 性被害に関する相談シートの配付 区教委で回収および確認

その他、区および全区立学校ホームページで、卒業生等に向けた相談窓口の周知

4 再発防止に向けた取組

基本的取組の徹底

- ・児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」プラス
- ・空き教室や教科準備室など死角になる場所の点検
- ・私物カメラやタブレット等の校内持ち込み禁止、スマートフォンの教室持ち込み禁止の徹底

学校における性暴力等防止対応取組の点検報告書および改善計画書の作成

練馬区性暴力等防止特別対策委員会の設置

学識経験者、医師、弁護士、心理に識見を有する者を構成メンバーとした委員会を設置し、区の性暴力等防止に向けた提言を策定する。

教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

1 児童生徒性暴力等の定義 (「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。

児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止
- 学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、速やかに管理職に報告する。

いじり、からかい等としてその場で納めない。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

5月の「性暴力等防止強化月間」において、以下の取組を行う。

- ・全学年、全学級で1単位時間以上実施する。
- ・特別活動 学級活動(2)として実施する。
- ・教育課程に位置付ける。
- ・文部科学省教材を活用する。

その他、学校の実情に応じて、以下を参考に「性被害防止」に関する取組を推進する。

- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

都、区および校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となりそうな場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

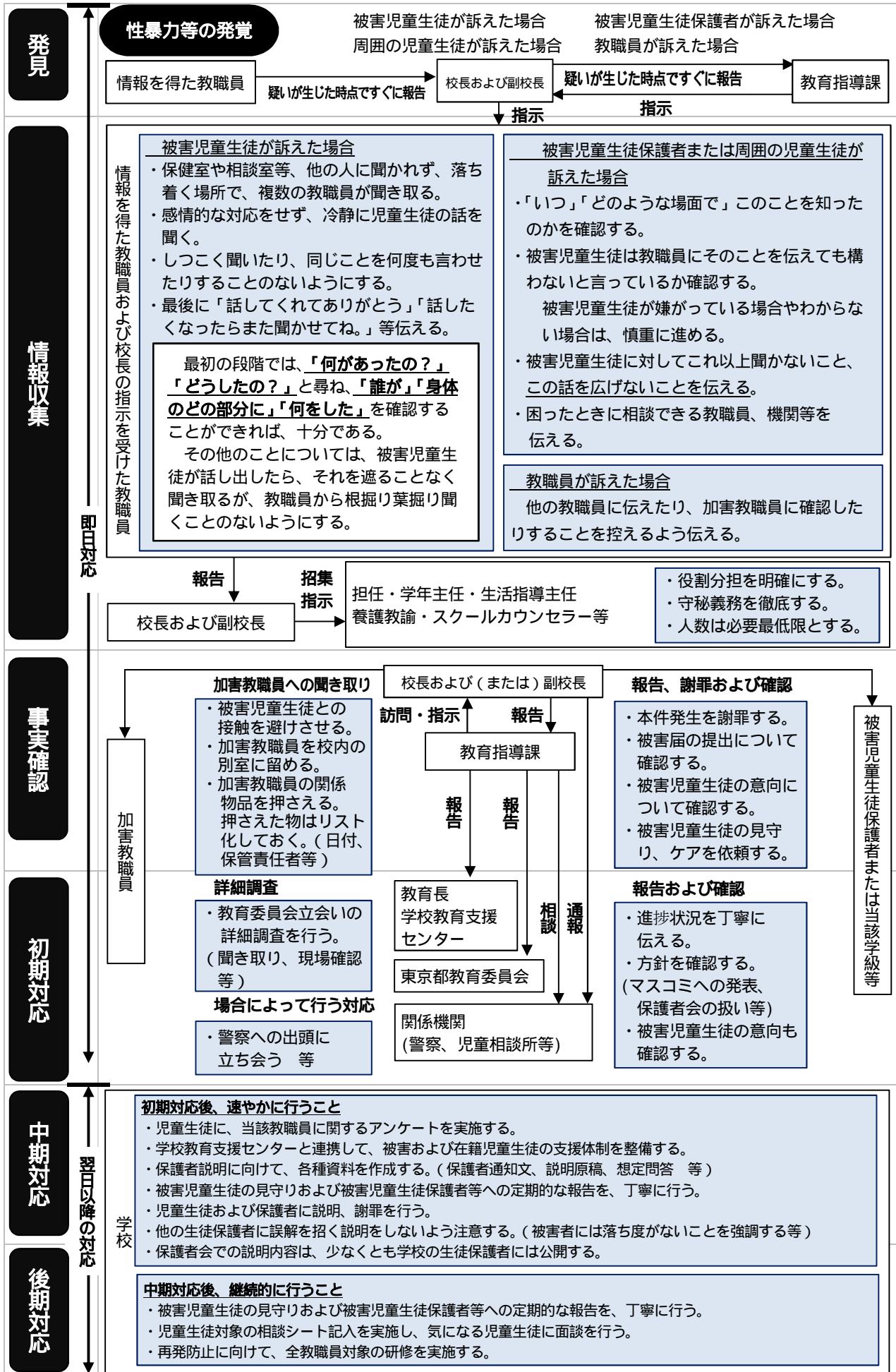
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

都、区および校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



3 教人職第 6 9 1 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
藤 田 裕 司
(公印省略)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (通知)

このことにつきまして、文部科学省から令和3年6月11日付3文科教第268号により別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

このたび「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「法」という。)が令和3年6月4日に公布されました。法の施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされております。

法で明確にされた教員による児童生徒性暴力等は、決して許されるものではなく、東京都教育委員会はその防止に向けて、なお一層の取組を推進してまいります。

また、法で定める児童生徒性暴力等の禁止等については、これまでも令和3年4月16日付3教人職第176号「教職員のサービスの厳正について」等により、繰り返し注意を喚起してきた内容について、周知等御配慮いただいたところでありますが、今回も、法の趣旨等を踏まえ、改めて教職員の服務規律が遵守されるよう、都立学校長に対して、指導を徹底するよう通知したところです。

今後、国において法施行に向けた政令や指針等が定められますが、東京都教育委員会としましては、法施行までの間であっても、法の趣旨等を踏まえ、教員による学校内外でのわいせつ行為等を未然に防止するために取組を進めるとともに、わいせつ行為等を行った教員について引き続き厳正に対応していきます。

この旨、貴管下学校への周知方どうぞよろしくお願い申し上げます。

【担当】

児童生徒等に対する啓発・支援に関すること
教育庁指導部指導企画課企画推進担当

電話：03-5320-6849

服務事故の防止に関すること

教育庁人事部職員課服務担当

電話：03-5320-6792

教員免許に関すること

教育庁人事部選考課免許担当

電話：03-5320-6788



こころとからだのアンケート



ふりがな
() 年 () 組 名前 _____

先生たちは、みなさんの心や体の状態を知って、つらい思いをしている人の力
になりたくて考えています。あなたの今の様子について教えてください。

あてはまるところ(数字)に、をつけてください。

	ない (0)	すこしある (1)	ある (2)	とてもある (3)
なかなか眠れないことがある	0	1	2	3
むしゃくしゃしたり、いらいらし たり、かっとなったりする	0	1	2	3
こわくて、おちつかない	0	1	2	3
自分が悪い(悪かった)と責めて しまうことがある	0	1	2	3
頭やおなかがいいたかったり、 体の調子が悪かったりする	0	1	2	3

今こまっていること、気になっていることがありますか？

あてはまるものに○をつけてください。

【こわい夢をみる・小さな音でもびっくりする・食欲がない・なんとなく不安だ・
誰とも話す気になれない・思い出したくないのに嫌なことを思い出す・特にない】

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

スクールカウンセラーや相談員に相談したいことがありますか？

○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある。
- 2 すぐにではないが、一度相談したい。
- 3 相談したいことはない。



事 務 連 絡
令和3年12月21日

練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 谷口 雄磨

サービス事故防止に向けた校内研修の実施について

この度、区立学校において、会計年度任用職員（学校生活支援員）によるわいせつ事案が発生したことを踏まえ、下記のとおり、サービス事故防止に向けた校内研修を実施いただくとともに、事故の根絶に向けた全教職員に対する指導徹底をよろしく願いいたします。

記

1 研修の内容

事例研修

2 対象

全教員および全会計年度任用職員

3 実施の時期

令和3年12月22日（水）～令和4年1月14日（金）

4 実施方法

別紙に示す【事例】の伝達、【協議内容】の協議および校長による総括

【担当】

指導主事 5984-5759

教職員係 5984-5749

令和3年12月22日
教育振興部教育指導課

教員には本資料を配布せず、管理職の読み上げによる研修を実施してください。

【協議内容2】については、全校必ず実施してください。

【事例】

某日、当該教職員は、体育授業で無人となった教室に侵入し、教室壁面近くに置かれた机の上に設置されたファイルボックス（複数の子どもの教科書等を保管）の中に動画撮影状態のスマートフォンを設置し、体育終了後の子どもの着替えの様子を撮影した。

翌日、当該教職員は、体育授業で無人となった別の教室に再び侵入し、教室壁面にある連絡用黒板のチョーク置きに置かれている黒板消し裏に動画撮影状態のスマートフォンを設置し、体育終了後の子どもの着替えの様子を撮影した。

2回目に黒板消し裏に設置された動画撮影状態のスマートフォンを着替え中の子どもが発見し、発覚した。いずれの動画にも体育学習後に着替えをする子どもの様子が映っていた。

事故後の保護者や子どもに対する聞き取りにより、当該教職員が日頃から子どもへの過剰なスキンシップ等を行っていたことが明らかになった。

【協議内容1】

こうした行為が与える影響について協議しましょう。

子供の心身を大きく傷つけることとなる。

現に当該校では、「大人が信用できない」「男性が怖い」「学校に行きたくない」等の子供の訴えがある。

当該校教職員全体の信用失墜を招く。

会計年度任用職員という職の信用失墜を招く。

教育界全体の信用失墜を招く。

【協議内容2】

こうした事故の発生防止のための取組や日常における留意点について協議しましょう。

【協議内容1】について再確認する。

わいせつ事案に係る刑事処分、行政処分等について再確認する。

スマートフォン等の端末所持に関するルールを設ける。

日常の施設点検や安全点検の方法を見直す。

体育等に係る着替えの必要性や方法について見直す。

体育等に係る着替え時の管理体制を見直す。（小学校における異性教員による管理等）

人権的配慮やハラスメントの視点から、指導方法や子どもとのかかわり方に問題がないか等についての、教員相互のチェック機能を働かせる。また、そうしたことについて指摘し合える校内の雰囲気・風土を醸成する。

子どもへの「悩み事や不安」「体罰の有無」等に関するアンケートを定期的実施するなどし、教職員の不適切な行動の抑止を図る。

以下の内容についての聞き取りにみなさん協力してください。

校長

()年()組()番氏名()

あなた自身が科の先生からこれまでにされて「困ったこと」「嫌だったこと」はありますか。

(ある なし 答えたくない) 当てはまるものに○をしましょう。

「ある」に○をつけた人は、どのようなことだったかを教えてください。

科の先生と友だちとのやり取りで「気になったこと」を見たり、聞いたりしたことはありますか。

(ある なし 答えたくない) 当てはまるものに○をしましょう。

「ある」に○をつけた人は、どのようなことを見たり、聞いたかを教えてください。

その他

上記以外で相談したいことや心配なこと、気になることはありますか。あれば、どのような小さいことでも書いてください。

直接聞いてほしい話がある場合は一人で抱え込まず先生やスクールカウンセラーの他、学校に来てもらう予定の相談専門の方(臨床心理士)に相談することができます。希望がある人は話をしたい人に を付けてください。

(先生 スクールカウンセラー 相談専門の人)

令和4年5月25日

心と体の健康調査

私たちにとって、とてもつらい出来事が起こりました。この事件のことを知ってからあなたの状態について教えてください。以下の質問にあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | | |
|----|-------------------------|----|----|-----|
| 1 | 眠れない(寝つきが悪い、夜中に目が覚める) | はい | 少し | いいえ |
| 2 | いやな夢やこわい夢をみる | はい | 少し | いいえ |
| 3 | 気分が沈む | はい | 少し | いいえ |
| 4 | 小さな音でもびくっとする | はい | 少し | いいえ |
| 5 | 人と話す気になれない | はい | 少し | いいえ |
| 6 | いらいらする | はい | 少し | いいえ |
| 7 | 気持ちが動揺する(落ち着かない) | はい | 少し | いいえ |
| 8 | いやなことを思い出させる場所や、人や物をさける | はい | 少し | いいえ |
| 9 | 体が緊張する | はい | 少し | いいえ |
| 10 | 自分を責める | はい | 少し | いいえ |
| 11 | 思い出したくないのにいやなことを思い出す | はい | 少し | いいえ |
| 12 | 食欲がない | はい | 少し | いいえ |
| 13 | ものごと(勉強や部活など)に集中できない | はい | 少し | いいえ |
| 14 | 頭やお腹が痛い | はい | 少し | いいえ |
| 15 | 何か不安だ | はい | 少し | いいえ |

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

スクールカウンセラーや相談員に相談したいことがありますか？ ○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある
- 2 すぐではないが、一度相談したい
- 3 相談したいことはない

年 組 番 氏名

令和4年5月25日
教育振興部教育指導課

再発防止に向けた全校（園）における取組みについて

1 教員研修の実施（5月27日までに実施）

<対象：正規の常勤教職員（民間企業の委託従事者を除く。）>

- (1) 全教員へ本事件について経過報告を行う。
- (2) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」および本事案の発生要因を踏まえ、次の3点を周知徹底する。

児童生徒に対して必要がないのに身体に触るなど、性暴力等につながるとと思われる行為をしている教職員を発見した場合には、本人に不適切であることを伝える。または、管理職に報告し、管理職は当該教職員への適切な指導を行う。児童生徒から性暴力等の被害の相談を受けた際は、すぐに管理職に報告する。管理職は区教育委員会に報告するとともに、事実関係を明らかにするための相談体制を整え、当該児童生徒からの聞き取りを行う。

当該児童生徒から聞き取りを行う際は、当該児童生徒にとって話しやすい場所や相手を選び、当該児童生徒の心情に寄り添いながら事実確認を行う。

2 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」についての児童・生徒および保護者への周知徹底（別紙参照）

- (1) 学校ホームページへの相談窓口の掲載（6月10日までに完了）
- (2) 性暴力等にあったときの対応に関する児童・生徒への指導および相談窓口の周知（(1)の作業が完了次第速やかに実施）

3 性暴力等に関する児童・生徒を対象としたアンケートおよび教職員を対象としたセルフチェックの実施（別途通知）

4 「練馬区立学校における児童生徒への性暴力等の防止等に関する要綱」に基づいた学校の体制づくり（別途通知）

なや 悩んだときには相談しよう



なや だれ
悩みは誰にでもあります

友達に話してみよう

信頼できる大人に話してみよう

もしも身近な人に相談をしにくい場合には...

学校ホームページのトップページ「困ったときは・・・」に以下の相談窓口のURLが載っています。

【練馬区】

「いじめ」いじめの相談（電話・メール）

「虐待」児童虐待SOS（電話）

【東京都教育委員会】

「なんでも」教育相談一般（電話24時間）

「いじめ・なんでも」東京都いじめ相談ホットライン（電話24時間）

「なんでも」TOKYO ほっとメッセージチャンネル（電話）

「SNS」こどものネット・スマホのトラブル相談！こたエール（電話・メール）

「性暴力」児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口（電話・メール）

【文部科学省】

「いじめ・友達」子供のSOSの相談窓口（電話24時間）

【法務省】

「なんでも」子どもの人権110番（電話・メール）



練馬区教育委員会
 (教育指導課)

令和4年度 服務事故防止のためのチェックシート
管理職用

9

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、児童・生徒と同性の教職員を同席させるか、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解するよう教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	わいせつ行為は、法律や条例違反等に該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及びサービス事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、サービス事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上を図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

令和4年度 服務事故防止のためのチェックシート
 教育系職員(外部指導員等も含む)用

10

職名		氏名		令和5年	月	日
----	--	----	--	------	---	---

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、児童・生徒と同性の教職員を同席させるか、複数で対応している。	
	やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
	スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはいけないことについて認識しており、行っていない。	
	休日等に、学校外で特定の児童・生徒と私的に会ったことがある。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解しており、行っていない。	
	これまでに児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
	わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
	児童・生徒に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることから、これまでに、このような行為を行ったことはない。	
	わいせつ行為は、法律や条例違反等に該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	

	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを認識している。	
	児童・生徒に対する指導の際、人権に配慮しない発言をしたり、物に当たったり、大きな音を出して威嚇したりする指導を行ったことがある。	
	児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰は許されないと理解しており、行っていない。	
	日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
	家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、わいせつ、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

相談シート 小学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

これは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするための相談シートです。
学校生活の中で大人からされてこわかったり、イヤだったりして、こまっていて、
相談したいことがあったらこのシートに書いて、ゆう便で送ることもできます。

<どんなことをされてこまっていますか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 それ以外(どんなこと?)

<だれからされましたか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 知らない人 2 学校の先生(先生)
3 それ以外の人(どんな人?)

<いつありましたか。当てはまる番号を○でかこんでください。>

- 1 授業中 2 休み時間や放か後 3 プールや体育の着がえの時間
4 それ以外(どんな場面?)

うちがわに
おる

うちがわに
おる

大人からされてこわかったり、イヤだったりして、こまっていることの例

- ・学校で、イヤなきもちになるさわられかたをした。
・トイレに行くとき、体育着や水着に着がえるときにのぞかれて、イヤだった。
・用事もないのに、人気のないところで二人きりになるようにさそわれた。 など



区市町村名

[Blank box for district name]

学校名

[Blank box for school name]

(例 練馬区)

年 組 名前

[Blank box for year and group]

名前は書きたくなくてもだいじょうぶです。

がっこうせいかつ なか
 学校生活の中でこまったことがあったら、「なやみご
 そうだんいん せんせい ひと そうだん
 と相談員」の先生や、いろいろな人に相談できます。
 し ひと そうだん
 もし知っている人に相談したくないときは、こちらの
 そうだんさき そうだん
 相談先に相談できます。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
**児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
 第三者相談窓口**

でんわばんごう 電話番号	うけつけじかん 受付時間
070-3163-9003 じょせいべんごし (女性弁護士)	げつ か もくようび ごご じ まで 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで かくようび だんせい じょせい 各曜日で男性・女性どちらかの べんごし たいおう 弁護士が対応します。
080-9418-8245 だんせいべんごし (男性弁護士)	どうばんべんごし か き 当番弁護士は下記の ホームページで ごかくにん 御確認できます。
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp 	
ホームページリンク	
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html	
とうきょうときょういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」 「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、 みぎ キュアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料金受取人払郵便
 新宿区承認
 158
 差出有効期間 2
 024年3月 31
 日まで
 (切手不要)

163-8001

434

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿2-8-1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
**電話やメール以外の方法で相談したければ、この
 てがみ つか そうだん
 手紙を使って相談することもできます。**

相談シート 中学校用

の り し ろ

の り し ろ

東京都教育委員会 練馬区教育委員会
生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。
性暴力は身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。
学校生活の中で大人からされて怖かったり、嫌だったりして、困っていて、相談したい
ことがあったらこのシートに書いて、郵便で送ることもできます。

< どのようなことをされて困っていますか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出される。
5 食事や自宅にしつこく誘われる。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 その他 ()

< 誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 知らない人 2 学校の先生 (先生)
3 それ以外の人 ()

< いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外 (どのような場面?)

うちがわ内側に折る

うちがわ内側に折る

もし性暴力の被害にあっても、あなたは決して悪くありません。
ひとりで抱え込まないで、信頼できる大人に助けを求めましょう。



区市町村名

Blank box for district/city/village name

学校名

Blank box for school name

(例 練馬区)

年 組 名前

Blank box for year, group, and name

名前は書きたくなくても匿名での提出も可能です。

がっこうせいかつ なか こま しんらい おとな
学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人

ようごきょうゆ など そうだん
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。

じぶん し ひと そうだん い か
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の

そうだんさき そうだん
相談先に相談できます。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための

だいさんしゃそうだんまどぐち
第三者相談窓口

でんわばんごう 電話番号	うけつけじかん 受付時間
070-3163-9003 (女性弁護士)	げつ か もくようび ごご じ 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで かくようび だんせい じょせい 各曜日で男性・女性どちらかの べんごし たいおう 弁護士が対応します。
080-9418-8245 (男性弁護士)	どうばんべんごし か き 当番弁護士は下記の ホームページで ごかくにん 御確認できます。
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp	
ホームページリンク	
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html	
とうきょうときょういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、 みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料金受取人払郵便

新宿区承認

158

差出有効期間

2024年3月

31日まで

(切手不要)

163-8001

434

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿2-8-1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
電話やメール以外の方法で相談したいときは、この
てがみ つか そうだん
手紙を使って相談することもできます。

令和4年度 教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する研修会について

- 1 目的
教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために、法的視点から、定義や未然防止策、疑わしい事案が発生したときの基本的な対応等について理解する。
- 2 日時
令和4年12月8日(木)午後14時30分から午後15時45分まで
- 3 対象者
管理職および参加を希望する教員(悉皆)
- 4 講師
特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京
理事長 平川 和子 先生
- 5 研修内容
 - (1) 題目 「教職員による児童生徒性暴力等の防止について」
 - (2) 内容
性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」について
子どもへの性暴力被害の実態とその後の人生への影響
初期対応と未然防止
 - (3) 質疑応答

教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

1 児童生徒性暴力等の定義

(「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。

児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマホやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止

学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、確実に管理職に報告する。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

以下の取組例を参考に、学校の実情に応じて、取組を推進する。

- ・学級活動等において、文部科学省作成の教材等を用いて、幼児期、低・中学年、高学年および中学校の各段階において、1単位時間以上実施する。(令和5年度から全校実施。実施方法は新年度に改めて通知予定。)
- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となってしまう場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

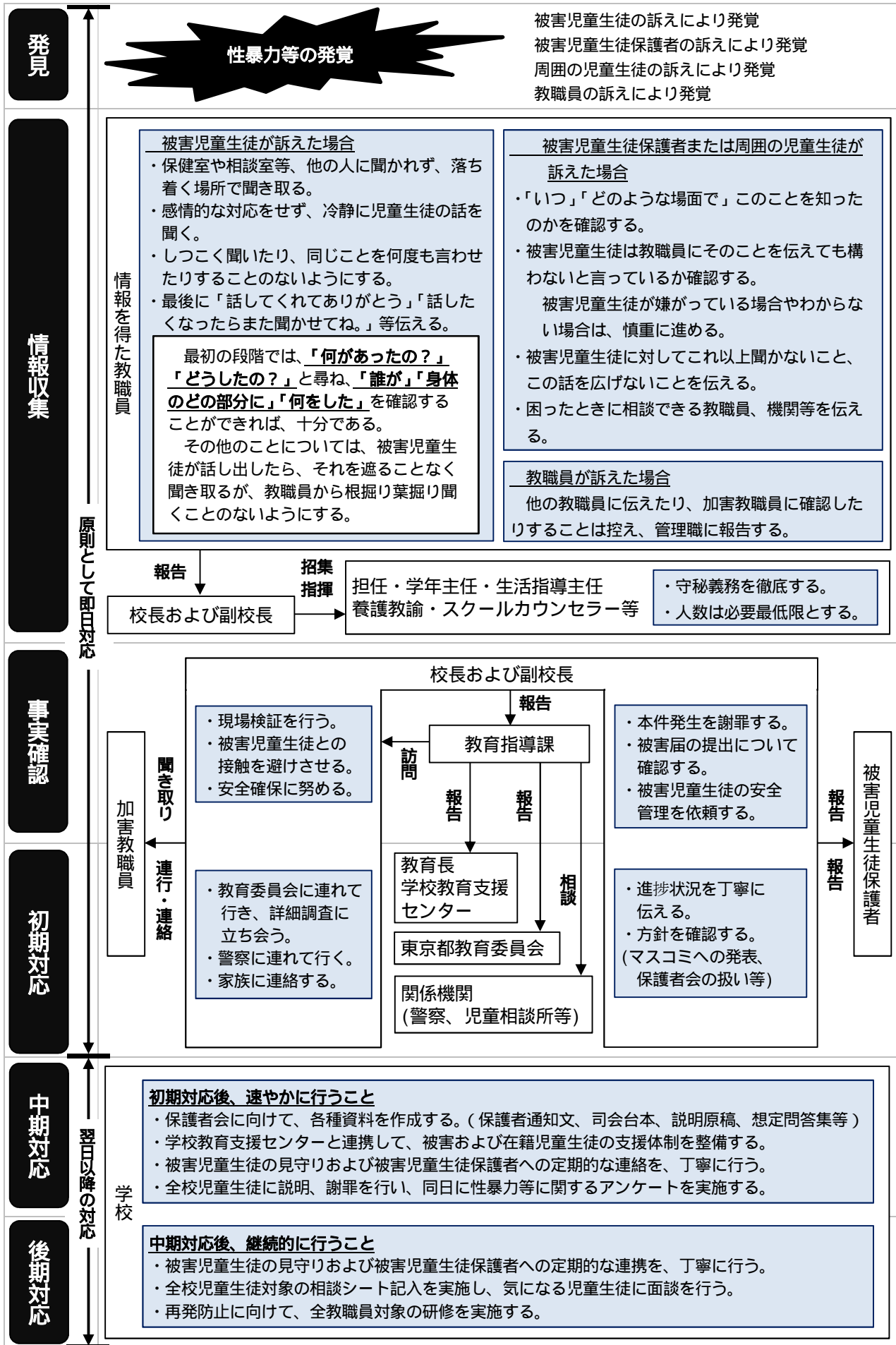
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために

令和5年1月12日
教育指導課

1 児童生徒性暴力等の定義

(「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を基に作成)

児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為を行うこと。

児童生徒等に次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

2 性暴力等を防止するための取組

教職員への啓発

1 研修の実施

5月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、全ての教職員対象に性暴力等に特化した研修を実施する。

【必須内容】

- ・定義および処分の確認
- ・セルフチェックシートの実施

【学校の実情に応じて】

- ・事例検討
- ・外部講師の講義 等

2 SNS等に関するルールの徹底

次のルールを全ての教職員で共通理解する。

- ・SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止

業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。

- ・私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止

学校情報セキュリティ対策ハンドブックに準ずる。

3 報告の徹底

教職員による児童生徒性暴力等を把握した教職員は、速やかに管理職に報告する。

児童生徒への啓発

1 生命(いのち)の安全教育の推進

5月の「性暴力等防止強化月間」において、以下の取組を行う。

- ・全学級で1単位時間以上実施する。
- ・特別活動 学級活動(2)として実施する。
- ・教育課程に位置付ける。
- ・文部科学省教材を活用する。

その他、学校の実情に応じて、以下を参考に「性被害防止」に関する取組を推進する。

- ・セーフティ教室および情報モラル講習会において「性被害防止」に関する内容を取り扱う。
- ・定期健康診断の際の保健指導や水泳指導および移動教室等の事前指導の際、「性被害防止」に関する内容を取り扱う。

2 SNS等による教職員等との私的なやり取りの禁止

全ての児童生徒に周知徹底する。

3 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で児童生徒に周知する。また教職員においては、誰が児童生徒の相談を受けても対応できるよう、裏面「基本的な対応の流れ」の内容を共通理解しておく。

環境づくり

4月の春季休業中に、以下のことを全教職員で確認し、必要に応じて改善を図る。

- ・空き教室や特別教室等をはじめ、死角となってしまう場所を共有する。
- ・空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
- ・同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。

保護者への働きかけ

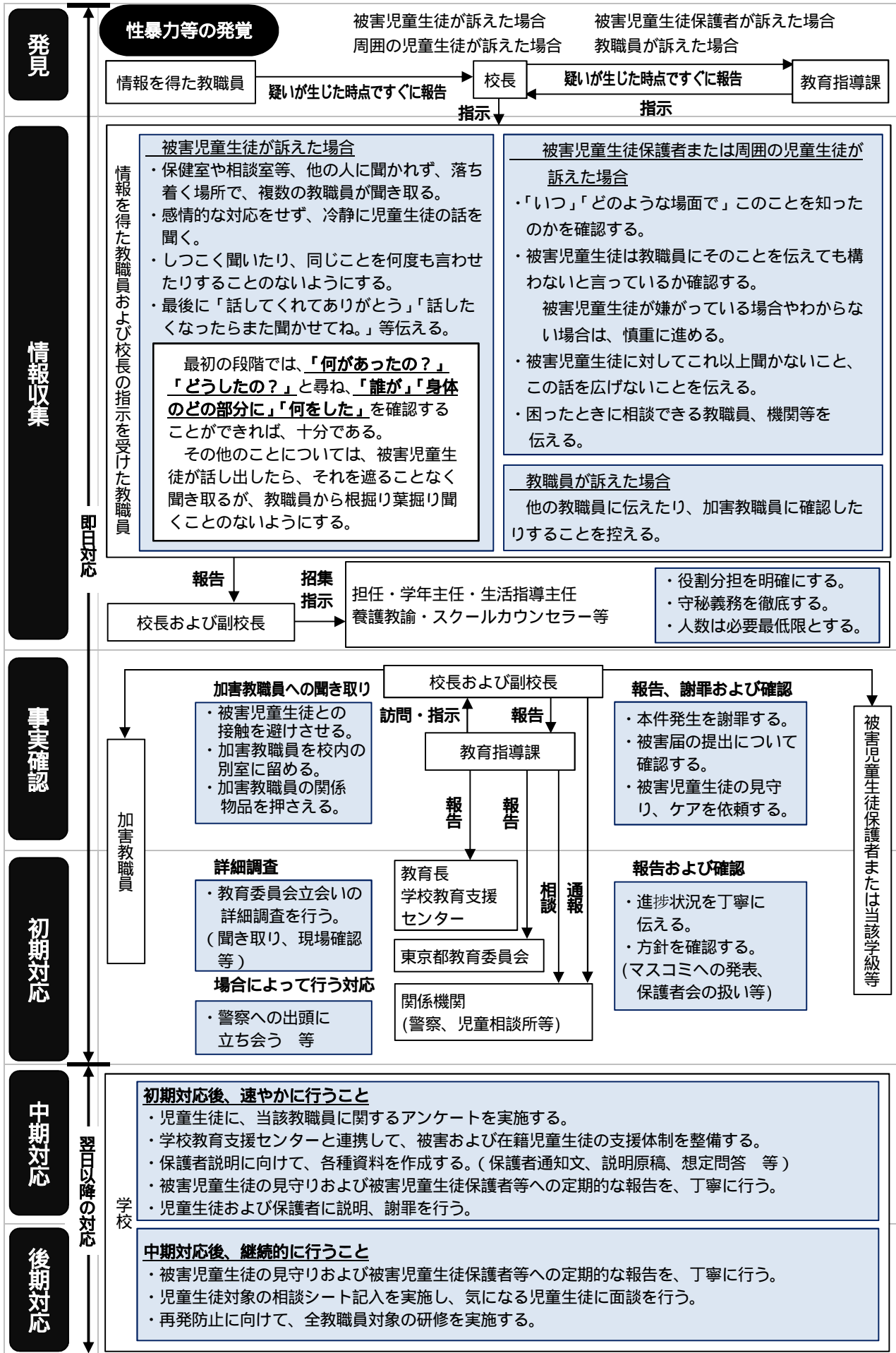
1 日頃からの信頼関係の構築

保護者が些細なことも教職員に相談できるよう日常の教育活動、各種便り、タブレットや連絡帳等によるメッセージ、電話連絡等を通して、信頼関係を構築しておく。

2 相談窓口の周知

校内相談窓口、相談の仕方等を学校ホームページ、お便り等で保護者に周知する。

3 基本的な対応の流れ



5 練教教指第 382 号
令和 5 年 4 月 26 日

練馬区立幼稚園長様
練馬区立小学校長様
練馬区立中学校長様
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

令和 5 年度「性暴力等防止強化月間」の取組について

練馬区教育委員会では、5 月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、練馬区の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての教職員に対して性暴力等の根絶に向けた研修を実施するようお願いしています。

つきましては、下記のとおり各校において研修を実施し、研修実施後に報告書の提出をお願いします。

なお、今年度は東京都教育委員会が 7 月に同テーマの研修の実施を予定していることを踏まえ、本区での研修を下記「2 内容」のとおりにしました。ご了承ください。

記

1 対象

正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員

会計年度任用職員、部活動外部指導員等につきましては、「2 内容」の(1)(2)の実施をお願いします。

2 内容

(1) 定義および処分の確認

別紙 1「教職員の主な非行標準的な処分量定 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等抜粋」を教職員に配付し、児童生徒性暴力等の定義および性暴力等をした教職員の処分を確認するよう指示する。

(2) セルフチェックシートの実施

別添資料 1「サービス事故防止のためのチェックシート」を職層に応じて全教職員に配付し、記入内容を管理職が確認する。

(3) 生命(いのち)の安全教育の実施

以下に従って、全学級で授業を実施する。

	別添資料 2「指導の手引き」関係ページ	使用教材
幼児期	P. 5 ~ P. 7	別添資料 3「幼児期」
小学校 低・中学年	P. 8 ~ P. 10	別添資料 4「小学校(低・中)」
小学校 高学年	P. 11 ~ P. 13	別添資料 5「小学校(高)」
中学校	P. 14 ~ P. 17	別添資料 6「中学校」

教科・領域の位置付けは「特別活動 学級活動(2)」とする。

(4) その他、学校の実情に応じた取組

3 研修実施期限

令和5年6月16日(金)

4 報告書の提出

(1) 提出書類

別紙2「研修報告書」

(2) 提出期限および提出方法

研修実施後1週間以内に、c4th個人連絡にて学校担当指導主事宛て

【担当】

統括指導主事	小倉 哲治
指導主事	四ツ目理恵
指導主事	市川 朋基
指導主事	石村謙太郎
電 話	5984 - 5759

令和5年度 服務事故防止のためのチェックシート
管理職用

17

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることについて教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	児童生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	児童・生徒に対して性暴力を行っている教職員がいても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	
	教職員による児童・生徒に対する性暴力等の犯罪があった際に、警察に告発を行う場合は、管理職が告発状を作成する必要がある。	
	教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
	「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上が図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

令和5年度 服務事故防止のためのチェックシート
教育系職員(外部指導員等も含む)用

18

職名		氏名		令和5年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チェック
	児童・生徒への個別指導は、複数で対応している。	
	やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
	スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
	児童・生徒が集まって性的な冗談を言って盛り上がっている場ならば、自分も参加して一緒に性的な冗談を言うことは問題ない。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行っていない。	
	休日等に、学校外で特定の児童・生徒と個人的に会ったことがある。	
	体育の授業や部活動等において、指導のためならば、女子児童・生徒の月経に対する心情に配慮しない発言をしても問題ない。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
	自分に性的な意図がなく、児童・生徒がはっきりと拒否の意志を示していなければ、児童・生徒を膝の上に乗せたり、部活動中にマッサージを行う等の身体接触をする行為は問題ない。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解している。	
	これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
	性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
	児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為の、児童・生徒の心身を深く傷つける行為を行ったことはない。	
	児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	
	教職員が性暴力を行っていることが確認できても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	

教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを理解している。	
指導のためならば、児童・生徒の身体・能力・性格・風貌等を否定する等、人権に配慮しない発言をしても問題はない。	
児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰を行ってはならない。	
日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

主幹教諭については、別途主幹教諭用チェックリストにも回答する。

相談シート 小学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

これは、みなさんが楽しく学校生活をおくれるようになるための相談シートです。
学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことは、このシートに書いてゆうびんで送ったり、インターネットで回答したりできます。

<だれのことを話したいですか？>

- 1 自分(じぶん)のこと 2 お友だち(とも)のこと(年(ねん)組(くみ)さん)

<どんなことですか？>

- 1 体(からだ)をさわられた。 2 着(き)がえているところやトイレをのぞかれた。
3 たたかれたり、けられたりした。 4 くりかえしきずつく言葉(ことば)を言(い)われた。
5 つくえをけられるなどのこわいことをされた。
6 それ以外(いがい) (どんなこと?)

<だれからされましたか？>

- 1 知らない人(しらないひと) 2 学校(がっこう)の先生(せんせい) (先生(せんせい))
3 それ以外(いがい)の人(ひと) (どんな人?)

<いつのことですか？>

- 1 授業(じゆぎょう)中(ちゆう) 2 休み時間(やすひじかん)や放課後(ほうかご) 3 プールや体育(たいいく)の着(き)がえの時間(じかん)
4 それ以外(いがい) (どんな場面(ばめん)?)

大人(おとな)からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思うこと(おも)のれい

- ・学校(がっこう)で、体(からだ)をさわられる。
・トイレ(い)に行くとき、体育着(たいいくぎ)や水着(みずぎ)に着(き)がえるときにのぞかれる。
・用(よう)じもないのに、二人きり(ふたり)になろうとする。 など



区市町村名

学校名

(例 練馬区)

年(ねん) 組(くみ) 名前(なまえ)

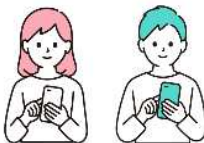

名前は書きたくなくても書かなくてもだいじょうぶです。

うちがわに
おる

うちがわに
おる

がっこうせいかつ なか
 学校生活の中でおかしいな、モヤモヤするな、イヤだな
 おも
 と思うことがあったら、「なやみごと相談員」の先生や、
 いろいろな人にお話しできます。もし知っている人に話
 したくないときは、こちらの相談先に話すことができます
 す。

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりよく まも
 児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
 だいさんしゃそうだんまどぐち
 第三者相談窓口

でんわ 相談 受け付け 時間 電話相談受付時間	
げつ か もくようび ごご じ し 月、火、木曜日：午後3時から6時まで どようび ごぜん じ しょうご 土曜日：午前9時から正午まで	
かくようび だんせい じょせい べんごし たいあう 各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。 とうばんべんごし か き ごかくにん 当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。 とうきょうとくとういんかい じどう せいとせいぼうりよくぼうし けんさく 「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	
メールアドレス	
k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp 	
相談シートはインターネットでも回答できます。	
みぎ キューアール けんさく 右のQRコードで検索してください。	

料金受取人払郵便
 新宿局承認
 158
 差出有効期間 2
 024年3月 31
 日まで
 (切手不要)

163 - 8001

434

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
 東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

じどう せいと きょうしゅくいんとう せいぼうりよく まも
 児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
 ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
 電話やメール以外の方法で相談したければ、この
 てがみ つか そうだん
 手紙を使って相談することもできます。

相談シート 中学校用

東京都教育委員会 練馬区教育委員会

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

< 誰のことを話したいですか。 >

- 1 自分のこと 2 友達のこと (年 組 さん)

< どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出された。
5 食事や自宅にしつこく誘われた。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外 ()

誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 知らない人 2 学校の先生 (先生)
3 それ以外の人 ()

< いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。 >

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外 (どんな場面?)

ひとりで抱え込まないで、

信頼できる大人に話してみましょ。う

あなたは決して悪くありません。



区市町村名

Blank box for district/city/village name

学校名

Blank box for school name

(例 練馬区)

Blank boxes for year, group, and name

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

の り し ろ

の り し ろ

内側に折る

内側に折る

がっこうせいかつ なか こま しんらい おとな
学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人

ようごきょうゆ など そうだん
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。

じぶん し ひと そうだん いか
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の

そうだんさき そうだん
相談先に相談できます

じどう せいと きょうしゅくいんどう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための

だいさんしゃそうだんまどぐち
第三者相談窓口

でんわそうだんうけつけじかん
電話相談受付時間

げつ ひ もくようび こご し じ
月、火、木曜日：午後3時から6時まで

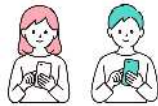
どようび こぜん し しやうご
土曜日：午前9時から正午まで

かくようび だんせい じょせい べんごし たいあう
各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

とうばんべんごし
当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

とうきやうとくきやういくいいんかい じどう せいとせいぼうりょくぼうし けんさく
「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか

みぎ
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

みぎ
右のQRコードで検索してください。



料金受取人払郵便

新宿区承認

158

差出有効期間 2

024年3月 31

日まで

(切手不要)

163 - 8001

434

とうきやうとしんじゅくくにしんじゅく

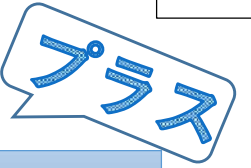
東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1

じどう せいと きょうしゅくいんどう せいぼうりょく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守る

だいさんしゃそうだんまどぐち
ための第三者相談窓口 行

でんわ いがい ほうほう そうだん
電話やメール以外の方法で相談したいときは、この
てがみ つか そうだん
手紙を使って相談することもできます。

児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」



さわらない

児童・生徒に対して、指導に
不必要な身体接触は行いません。

送らない

児童・生徒に対して、個人的な
メール・SNS等の送信はしません。

二人きりに
ならない

児童・生徒と閉鎖的な状況で
指導・対応を行いません。



児童・生徒と教職員との**交際関係**は成立しません。

教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する法律
(令和4年4月1日施行)

学校名

おかしいな、モヤモヤするな、 イヤだなと思ったら

さわられる



のぞかれる...



ふたり
二人きりになろうとする...



おうちの人、先生、 まわりの大人おとなに教えおしてね

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口(そうだんまどぐち)

でんわ070-3163-9003, 080-9418-8245

小学生版

月・火・木 午後(ごご)3時~6時、土 午前(ごぜん)9時~12時

おかしいな、モヤモヤするな、 イヤだなと思ったら

児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」

プラス

さわらない

児童・生徒に対して、指導に
不必要な身体接触は行いません。

送らない

児童・生徒に対して、個人的な
メール・SNS等の送信はしません。

二人きりに
ならない

児童・生徒と閉鎖的な状況で
指導・対応を行いません。

児童・生徒と教職員との**交際関係**は成立しません。

教職員は
これらの行為が
禁止されています

※教育職員等による児童生徒性暴力等の
防止等に関する法律
(令和4年4月1日施行)

学校名

信頼できる大人に、まずは知らせて

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口
電話 070-3163-9003, 080-9418-8245
月・火・木 午後3時~6時、土 午前9時~正午

心と体のアンケート

令和5年9月13日

()年()組 名前_____

先生たちは、みなさんの心や体の状態を知って、つらい思いをしている人がいたら、力になりたいと考えています。今の様子について、あてはまるものに、をつけてください。

		はい	少し	いいえ
1	眠れないことがある (寝付きが悪い、夜中に目が覚める)			
2	いやな夢やこわい夢をみる			
3	気持ちが落ち着かない			
4	自分を責めてしまうことがある			
5	急に泣きたくなることがある			
6	頭やおなかのいたかったり、体の調子が悪かったりする			
7	むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする			
8	小さな音でもびっくりする			
9	食欲がない			
10	なんとなく不安だ (勉強や部活に集中できない)			
11	誰とも話す気になれない			
12	思い出したくないのに、嫌なことを思い出す			

今の気持ちや相談したいことがあれば書いてください。どんなことでもいいです。

先生やスクールカウンセラー、相談員に相談したいことがある人は番号に○をつけてください。

- 1 すぐに相談したいことがある。
- 2 すぐにではないが、一度相談したい。
- 3 相談したいことはない。

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人（養護教諭、スクールカウンセラー等）にも相談できます。もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の相談先に相談できます。

相談したいことがある人は、保健室前にあるポストに投函してください。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

電話相談受付時間

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで



各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

右のQRコードで検索してください。



練馬区教育委員会 教育指導課 行

「ねりまホッとアプリ+」で相談することもできます。



Web 版



LINE 版

令和 5 年 9 月 22 日
教育振興部教育指導課

児童生徒への性暴力の根絶に向けた今後の学校の取組

- 1 教職員へ本件の発生について、資料 1 を配付し、説明する。
- 2 すでに練馬区で取り組んでいる資料 3 の基本的事項を再確認し、徹底を図る。
 - (1) SNS 等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止
業務上やむを得ず必要となる場合は、管理職および保護者の許可を得て行う。
 - (2) 私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用の禁止
 - (3) 空き教室や特別教室、教科準備室等、死角となりそうな場所を一覧表にして共有する。
 - (4) 死角となりそうな場所を使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻す。
 - (5) 同性異性を問わず、教職員が密室で、1対1の個別指導を行うことを原則禁止する。
どうしても必要な場合は、事前に管理職の許可を得た上で行う。
- 3 令和 5 年度の自校の取組を確認し、不十分な点があれば、速やかに実施する。
令和 5 年度 5 月「性暴力等防止強化月間」(令和 5 年 4 月 26 日付け 5 練教教指第 382 号)
 - (1)【児童・生徒向け】「生命の安全教育実施」
「特別活動 学級活動(2)」において、全学級で 1 単位時間以上実施する。
 - (2)【教職員向け】「性暴力の定義および処分の確認」
 - (3)【教職員向け】「教員チェックシートの実施」
 令和 5 年 7 月～8 月「サービス事故防止月間」(児童生徒性暴力等の防止)(令和 5 年 7 月 10 日付け 5 練教教指第 1326 号)
 - (1)【教職員向け】校内研修の実施 「児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」
 - (2)【教職員向け】セルフチェック
 - (3)【教職員向け】校長による面談
 - (4)【児童・生徒向け】全校朝会等における校長講話
 - (5)【児童・生徒向け】「相談シート」等の配布
 - (6)【教職員向け】【児童・生徒向け】ポスターの掲出
教職員向けポスター「児童生徒性暴力等防止の『3ない運動』プラス」(資料 4 - 1)
児童・生徒向けポスター「まわりの大人に教えてね」(資料 4 - 2 または資料 4 - 3)
教職員向けポスターは、児童・生徒、保護者等が見やすい場所(職員室、職員室前廊下、玄関付近等)に必ず掲示する。
児童・生徒向けポスターは、廊下や教室のほか、児童・生徒が周囲を気にせずに、落ち着いて見られるトイレ等に掲示する。
ポスターはサービス事故防止月間終了後も掲示を続ける。
- 4 本件の発生を受けて、校長としての考えを別紙様式「児童生徒への性暴力の根絶に向けて」に記載し、10月6日(金)までに提出する。

本取組 1 から 3 は、常勤の教職員(正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員)を対象としますが、非常勤の教職員(会計年度任用職員、外部指導員等)につきましても、2 および 3 「性暴力の定義および処分の確認」「セルフチェック」について機会を捉えて実施するようお願いいたします。

児童生徒への性暴力の根絶に向けて

練馬区立
校(園)長

学校・幼稚園

1 校(園)長として、今回の事件をどのように受け止めているか。

2 今回の事件が自校(園)の教職員および幼児・児童生徒へ与えた影響をどのようにとらえているか。

3 これまでも性暴力が発生しているが、何故こうした性暴力が後を絶たないと思うか。

4 これまでの自校(園)の取組は充分であったと思うか。不十分ならば、どのような取組が不足していたと思うか。

5 今後、区立学校(園)全体として取り組むべきことは何だと思うか。

6 今後、教育委員会に取り組んでもらいたいことは何か。

本紙「A4 1枚」を10月6日(金)までに、統括指導主事 小倉宛て C4 t hにてご提出下さい。

令和5年度 教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する研修会について

- 1 目的
教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために、法的視点から、定義や未然防止策、疑わしい事案が発生したときの基本的な対応等について理解する。
- 2 日時
令和5年12月7日(木)午前11時から正午まで
- 3 対象者
校長(悉皆)
- 4 講師
東京都教育庁人事部職員課職員
- 5 研修内容
 - (1) 題目「教職員による児童生徒性暴力等の根絶～同様の事故を繰り返さないために～」
 - (2) 内容
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について
性暴力被害者の心理について
性暴力を行う者への懲罰について
児童生徒性暴力等の防止に向けて
服務事故の未然防止と発生時の対応に向けて
 - (3) 質疑応答

じどうせいと きょうしよくいん せいぼうりよくとう まも
児童生徒を教職員による性暴力等から守るための
 ねりまくだいさんしゃそうだんまどぐち せっち
練馬区第三者相談窓口の設置について

ひつよう
 必要がないのに
 からだ
 身体に触られる

SNS でいやらしいメッセ
 ージや画像を送信される

からだ
 身体をしつこく
 ながめられる

まぶ
 着替えているところをのぞかれる

デートに
 誘われる

せいてき
 性的なからかいや
 じょうだん
 冗談を言われる

かぞく そうだん
 家族に相談してみよう

せんせい そうだん
 先生に相談してみよう

がっこうせいかつ なか おとな
 学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思ったときは誰かに相談してみよう

ともだち そうだん
 友達に相談してみよう

しんらい おとな そうだん
 信頼できる大人に相談してみよう

みぢか ひと そうだん ばあい
 もしも身近な人に相談しにくい場合には...

じどうせいと きょうしよくいん せいぼうりよくとう まも ねりまくだいさんしゃそうだんまどぐち
児童生徒を教職員による性暴力等から守るための練馬区第三者相談窓口

【電話による相談】
 080-4574-9845

すいようび 水曜日 15:00 から 18:00 まで 女性心理士 ねんまつねんし しょうじつ は
 きんようび 金曜日 15:00 から 18:00 まで 男性心理士 だんせいしんりし つながりません

【メールによる相談】

nerikyosoudan@city.nerima.tokyo.jp



【フォームによる相談】

(小学校) <https://logofom.jp/form/G2rU/437428>
 (中学校) <https://logofom.jp/form/G2rU/437333>

< 小学校 >

< 中学校 >



ねりまきょういくいんかい きょういくしどうか
練馬区教育委員会(教育指導課)

相談をすると、専門家が話を聞いてくれたり、アドバイスをしてくれたりします。



性暴力は誰にも見えないところで起きます。性暴力により苦しむ子供がいなくなるためには、あなたの声が必要です。あなたの声が届いたら、私たち大人は全力であなたを守ります。



職名	氏名	令和	年	月	日	実施
----	----	----	---	---	---	----

管理職の方々は、このチェックリストを用いて、自校の課題を改めて見直すとともに、課題解決に向けた改善策や具体的な行動目標を考え、今後の学校経営に生かしてください。
このチェックリストは、各学校で1年間保存してください。

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください。

点検項目		チェック
1	服務事故防止に関する校内研修は、年間計画を立てて計画的に行っている。	
2	教職員 の 意 識 改 革	教育委員会からの指導通知、資料等を掲示・配布するだけでなく、必要に応じて日常の様々な機会をとらえて、教職員に服務規律の遵守について指導している。
3		教職員による服務事故は、教職員個人の問題ではなく、自校全体の問題であり、管理職として未然防止に取り組みなければならないと意識している。
4		教職員間で共通認識をもたせて、組織的に服務事故防止に向けた対策に取り組ませている。
5		教職員との関係の悪化を懸念して服務への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしている。
6		日頃から、校内巡回を行い、個々の授業や児童・生徒に対する指導、部活動等の状況及び教員の言動等の把握に努めている。
7	教職員・ 校 内 の 状 況 把 握	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に、教職員の服務についての考え方を話題にするなどして、悩み等についても話し合う機会を設け、適切に指導している。
8		所属職員(事務系含む)の業務の状況や精神状態に気を配り、必要に応じて関係機関と連携するなどして、課題を抱える教職員の継続的な指導・観察を行っている。
9		所属職員の休暇・休職者等について、きちんと状況を把握している。
10		校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間があるかどうかについて把握するとともに、巡回を行っている。
11	取 扱 要 項 ・ 管 理 規 程 の 整 備	個人情報の管理規程を設け、個人情報に関する文書の作成、保管、活用の仕方について周知徹底している。
12		パーソナルコンピュータの利用、公費USBメモリ等の外部記録媒体による記録及び保管について、管理規程を設けて厳重に管理している。
13		個人情報の取扱規程等を定めて周知し、個人情報が含まれる紙媒体の文書をやむを得ず持ち出す際は、必ず許可を取らせる、持出帳簿等に記入させるなど適正に管理している。
14		公金はもとより、私費である部費、給食費、教材費等の学校徴収金についても、東京都若しくは区市町村教育委員会の規程を確認し、規程のとおり適切に管理している。
15		各会計については、特定の職員だけに管理させず、他の職員に帳簿類を定期的に点検させるとともに、校長・副校長が定期的に点検を行っている。
16	現金は必要最小限の金額にし、必ず金庫へ保管するとともに、業者への支払は速やかに行い、現金の保管期間はできる限り短くするよう指導している。また、金庫を開閉できる者は管理職や事務室職員に限定し、保管している金額を現金出納簿等で常に把握している。	

点 検 項 目		チエック
17	教職員間の協力体制	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気づくりに努めている。
18	教職員間の協力体制	様々な校務や児童・生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めている。
19	教職員間の協力体制	児童・生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員で対応する、扉を閉じた密室で1対1の指導を行わないなどの配慮をさせている。
20	報告・相談等の徹底	教職員に日常的に声をかけたり、教職員からの相談に応じる等、教職員、職員室内及び事務室内等の状況を把握するように心掛けている。
21	報告・相談等の徹底	教職員から管理職への報告、連絡、相談を迅速かつ適切に行わせるとともに、必要な事項は記録を取るよう心掛けている。
22	報告・相談等の徹底	日頃から、児童・生徒と職員との関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該職員に対して、適切に指導している。
23	その他	児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人の携帯電話のメール、SNS等を使用しないことや、管理職の許可なく、児童・生徒等の電子メールアドレス、LINEアカウント等を聞かないこと、私的なメッセージのやり取りをしないこと等について、指導している。
24	その他	わいせつな行為、ハラスメント行為、体罰等について、児童・生徒や教職員からの相談や訴えに対する相談体制が整備、周知されている。
25	その他	性暴力等の訴えが児童・生徒からあった場合は、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」マニュアルに基づいて、対応することを理解している。
26	その他	日頃から、地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制を作っている。
27	その他	教育委員会への報告、連絡、相談等を迅速かつ適切に行っている。

上記課題の解決に向けて、あなたはどのような取組をしていきたいと考えますか。

職場改善に向けた今後の構想等

令和5年度 服務事故防止のためのチェックリスト【教育系職員用(外部指導員も含む)】

31

職名	氏名	令和	年	月	日	実施
----	----	----	---	---	---	----

下記の事例について、正しい行為だと思うものには解答欄に「○」、誤った行為だと思うものには解答欄に「×」を入力してください。解答欄に × を入力した後、判定欄には「正解」又は「不正解」の文字、解説欄にはコメントが表示されます。

番号	事 例	解答	判定	解 説
1	何度も注意しても忘れ物をする児童・生徒には、重大性を理解させるために厳しい発言をすることは止むを得ないと考え、児童・生徒に「あほか、脳みそ入っているのか」と言った。			
2	他の教員が、児童・生徒を、平手で頬を叩く場面を見たが、特に関わりたくないのに、誰にも話さなかった。			
3	数名の部員が部活動に遅れたため、連帯責任の罰として、部員全員に校庭を10周走らせたところ、部員からは、特に苦情はなかったため、10周走らせた。			
4	児童・生徒が、友人同士のトラブルで、相手を非難する暴言を言いながら、相手につかみかかっていたため、一人の児童・生徒の腕をつかんで相手から引き離した。			
5	廊下で騒いでいる児童・生徒に注意をしたところ、腹を立てた児童・生徒が、自分のすねを1回蹴ってきたため、「おい、待て」と言って、児童・生徒の背後から、でん部を1回蹴った。			
6	顧問が、部活動指導におけるけがの予防や痛みの軽減のために、部室で部員生徒と二人きりになった際、生徒からの明確な拒否がなかったため、スポーツマッサージを施した。			
7	特定の児童・生徒、若しくは保護者と、個人的にLINEのIDやメールアドレス等を交換し、互いに同意の上でLINE等で、趣味の話について、やり取りを行った。			
8	学級で回収した児童・生徒の保健カードを養護教諭に渡そうとしたが、不在だったため、職員室の養護教諭の机の上に、保健カードを預かっていますと書いた付せん紙だけを置いた。			
9	担任する児童・生徒の写真やテストの面白い解答例などを児童・生徒の氏名は記載せず、フェイスブックやツイッター等のSNSに投稿して、同期採用の教員や限られた友人などに紹介した。			
10	担当学年の全保護者に対して、放課後の過ごし方について一斉メールで注意喚起をするため、保護者60名のメールアドレスをCC欄に入力して、メールを送信した。			
11	休日に自動車を運転していて自転車と軽く接触したが、相手が転倒したり、けがをしたりするような接触でなかったため、警察に通報せず、自動車から降りずに、そのまま走り去った。			

12	学年の会計担当になり、社会科見学のため、施設見学科を一人当たり100円、現金で徴収した。社会科見学は1週間後に予定されており、学年合計で6,000円であったことから、高額ではないと判断し、自席の施錠できる引出しに保管した。			
13	通勤届では、学校の最寄り駅から学校までは、バスによる通勤と申請していたが、運動不足を感じていたため、通勤届の変更を行わないまま、半年間、学校の最寄り駅から学校まで徒歩で通勤した。			
14	女子児童・生徒が、青色のカバンを持って登校していたため、冗談半分で「性格だけでなく、持ち物まで、男らしいな」と発言した。			
15	飲酒で泥酔状態になり、終電を逃して徒歩で帰宅する途中、路上の植込に所有者不明と思われる鍵の付いていない自転車を見つけた。自宅まで同自転車で乗り、翌朝その場所に戻した。			
16	男性主任教諭が、パソコンに向かって仕事をしていた女性教諭に対して、「肩凝っていないかな」と言ったところ、「別に凝っていません」と言われたが、「少しは、手を休めてね」と女性教諭の肩を揉んだ。			
17	同じ学年の若手教員が、授業がうまくいかず、授業中に児童・生徒に怒鳴ったり、職員室でもイライラする様子が増えてきたが、苦労しても自分で乗り越えるのも経験だと思い、学年の教員は、特に声をかけなかった。			

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局 教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

令和 6 年度「性暴力等防止強化月間」の取組について

練馬区教育委員会では、5 月を「性暴力等防止強化月間」と位置付け、練馬区の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての教職員に対して性暴力等の根絶に向けた取組をお願いしています。つきましては、下記のとおり取組を行い、取組後に報告書の提出をお願いいたします。

記

1 対象

正規教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員

会計年度任用職員、部活動外部指導員等につきましては、「2 内容」の(1) の実施をお願いいたします。

2 内容

(1) 教職員に対する取組(職員会議や校内研修等で取り組んでください)

定義および処分の確認

別紙 1「教職員の主な非行標準的な処分量定 性的行為、セクシュアル・ハラスメント等抜粋」を教職員に配付し、児童生徒性暴力等の定義および性暴力等をした教職員の処分を確認するよう指示する。

「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」の内容の共通理解

別紙 2「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」(令和 5 年 1 月 12 日)を教職員に配付し「性暴力等を防止するための取組」「基本的な対応の流れ」を確認するよう指示する。

セルフチェックシートの実施

別紙 3「服務事故防止のためのチェックシート」を職層に応じて教職員に配付し、記入後提出するよう指示する。提出されたシートは、記入内容を管理職が確認する。

なお、校長のシートは教育指導課長が確認する。

学校の取組確認シートの実施

別紙 4「教職員による性暴力等の防止に向けた学校の取組確認シート」を教職員に配付しながら、全体で確認し、管理職がシートを記入する。

性暴力等の防止に向けた校舎図の作成

資料を参考にして、自校の校舎図に以下の(ア)～(オ)の項目を記入する。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (ア)「3 ない」ポスターを掲示している場所 | (イ)通常は施錠していて、外から中が見えない場所 |
| (ウ)通常は施錠していて、外から中が見える場所 | (エ)通常は施錠していなくて、外から中が見えない場所 |
| (オ)通常は施錠していなくて、外から中が見える場所 | |

すでに校舎図を作成した学校からは、以下の効果があったとの報告を受けています。

- ・校内の死角箇所に対する教職員の意識が高まり、教職員の校内巡回の精度が向上した。
- ・鍵の管理や空き教室の管理担当者の位置付けなど、これまで不透明だったことが明確になった。
- ・物理的に死角が生じる箇所の改善につながった。

作成に当たっては特定の教職員だけが取り組むのではなく、全教職員が関わるようお願いいたします。

(2) 幼児・児童・生徒への啓発

生命(いのち)の安全教育の実施

以下に示す資料等を活用して、全学級で授業を実施する。

	別添資料2 「指導の手引き」関係ページ	使用教材
幼児期	P. 5 ~ P. 7	別添資料3「幼児期」
小学校低・中学年	P. 8 ~ P. 10	別添資料4「小学校(低・中)」
小学校 高学年	P. 11 ~ P. 13	別添資料5「小学校(高)」
中学校	P. 14 ~ P. 17	別添資料6「中学校」

教科・領域の位置付けは「特別活動 学級活動(2)」としてください。

小学校および中学校においては、以下の学習活動を設定してください。

「展開」の段階で、児童生徒同士が話し合う。

「まとめ」の段階で、児童生徒が自分の考えをワークシート等に記入する。

管理職は、実施状況を適宜確認してください。

授業の日程が決まりましたら、担当指導主事にメール等でお知らせください。

(3) その他、学校独自の取組

3 取組期限

令和6年6月28日(金)

学校行事等の関係で期限内に取り組むことができない場合は、事前に学校担当指導主事にご連絡ください。

4 報告書の提出

(1) 提出書類

別紙5「報告書」

上記「2 内容(1) (校長シートのみ)」

(2) 提出期限および提出方法

全取組終了後1週間以内に、c4th個人連絡にて学校担当指導主事宛て

【担当】

統括指導主事 小倉 哲治
指導主事 紺多章一郎
指導主事 高橋 庸介
指導主事 石村謙太郎
指導主事 岩本 祐樹
電 話 5984 - 5759

令和6年度 性暴力・体罰等(服務事故)のためのチェックシート
管理職用

33

職名		氏名		令和6年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

	点 検 項 目	チエック
	児童・生徒への個別指導は、複数で対応することについて教職員に指導している。	
	やむを得ず一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを閉め、密室の状態で行うなど、他の生徒に話が聞こえないよう配慮することについて教職員に指導している。	
	安全を確保するなど、指導上やむを得ない場合を除き、児童・生徒の体に触れたりしてはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行ってはならないことについて教職員に指導している。	
	休日等に、学校外で児童・生徒と個人的に会ってはならないことについて教職員に指導している。	
	児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることについて教職員に指導している。	
	教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解するよう教職員に指導している。	
	セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することについて教職員に指導している。	
	児童・生徒と恋愛関係になったり、性的な関係をもったりすることがないように教職員に指導している。	
	性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、管理職が確認をするので、しばらく様子を見るよう教職員に指導している。	
	児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為は、児童・生徒の心身を深く傷つける決して許されない行為であることについて、教職員に指導している。	
	児童生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを教職員に周知している。	

	児童・生徒に対して性暴力を行っている教職員がいても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	
	教職員による児童・生徒に対する性暴力等の犯罪があった際に、警察に告発を行う場合は、管理職が告発状を作成する必要がある。	
	教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
	「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当するなど、関係法令について教職員に指導している。	
	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に話題にするなど、教職員の体罰についての考え方を確認し、指導している。	
	日頃から、校内巡視等を行うなど、児童・生徒と教職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、服務事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該教職員を適切に指導している。	
	指導方法の工夫・改善や児童・生徒の実態に応じて分かりやすく伝える力の向上が図れるよう、教職員に指導している。	
	学校公開、学校評価等の機会やホームページを活用して、保護者や地域に体罰根絶について意思表示を行うとともに、体罰根絶に向けた取組について評価を受ける機会を設けている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

体罰及び不適切な指導の未然防止及び根絶に向けて、教職員に対してどのような機会にどのような方法で周知を行っていますか。

職名		氏名		令和6年	月	日現在
----	--	----	--	------	---	-----

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

点検項目	チェック
児童・生徒への個別指導は、複数で対応している。	
やむを得ず、一人対一人で児童・生徒を指導するときは、ドアを開けておくなど、密室とならないよう配慮している。	
スキンシップのつもりで、児童・生徒の体に触れたことがある。	
児童・生徒が集まって性的な冗談を言って盛り上がっている場ならば、自分も参加して一緒に性的な冗談を言うことは問題ない。	
児童・生徒と個人的にSNSのIDやメールアドレス、電話番号等を交換し、連絡等を行っていない。	
休日等に、学校外で特定の児童・生徒と個人的に会ったことがある。	
体育の授業や部活動等において、指導のためならば、女子児童・生徒の月経に対する心情に配慮しない発言をしても問題ない。	
児童・生徒に対して良かれと思って行った言動が、相手を不快にさせる場合があることを理解している。	
教員と児童・生徒は、指導する側と指導される側という関係にあるため、児童・生徒は教員からの誘いを拒みにくいことを理解している。	
自分に性的な意図がなく、児童・生徒がはっきりと拒否の意志を示していなければ、児童・生徒を膝の上に乗せたり、部活動中にマッサージを行う等の身体接触をする行為は問題ない。	
セクシュアル・ハラスメントとは、相手が嫌がったり不快に感じるだけでなく、周りの者が不快に感じる場合にも該当することを理解している。	
これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりすることについて理解している。	
児童・生徒に対する性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為の、児童・生徒の心身を深く傷つける行為を行ったことはない。	
児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反等に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等重大な非違行為であることを理解している。	
教職員が性暴力を行っていることが確認できても、保護者が警察に言わないでほしいといった場合には、警察に通報してはならない。	

	教職員や保護者に、性暴力等に関する相談をできない児童・生徒のために、東京都では「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」が設置されており、そのアクセス方法も知っている。	
	「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、児童・生徒のためのものなので、教職員が相談することはできない。	
	体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを理解している。	
	指導のためならば、児童・生徒の身体・能力・性格・風貌等を否定する等、人権に配慮しない発言をしても問題はない。	
	児童・生徒やその保護者と信頼関係が構築できていても、体罰を行ってはならない。	
	日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を図っている。	
	家庭環境に課題がある児童・生徒が起こした問題行動への指導の際、特定の教員に任せるのではなく、教職員間で共通認識をもって組織的に対応している。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、その課題の解決に向けて、どのような工夫や対処が必要だと思いますか。

あなたの学校において、体罰及び不適切な指導の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなた自身、どのように行動等を工夫して対処していますか。

主幹教諭については、別途主幹教諭用チェックリストにも回答する。

教職員による性暴力等の防止に向けた学校の取組確認シート

1 以下の点検項目について、自校の取組を確認し、できている項目は「」を、できていない項目は「」をチェック欄に記入してください。

「」がついた項目は、必ず改善するようお願いします。

	点検項目	チェック (<input type="checkbox"/> or <input type="checkbox"/>)
1	空き教室や特別教室、教科準備室等、死角となりそうな場所を共有している。	
2	空き教室や特別教室は、使用しないときは施錠し、使用した鍵は必ず所定の場所に戻すようにしている。	
3	ドアのガラスを隠すような掲示物を外すなど、教室等の見える化を図っている。	
4	「3ない運動」ポスター等、性暴力防止に係る啓発物を校内の玄関、廊下、トイレ等、児童生徒や来校者が見える場所に掲示している。	
5	教職員が密室で、児童生徒に対して1対1の個別指導を行うことの禁止を徹底している。	
6	SNS等による児童生徒等との私的なやり取りの禁止を徹底している。	
7	私物のパソコン・タブレット・カメラ等を学校に持ち込むことの禁止を徹底している。	
8	スマートフォンの教室への持ち込みおよび教育活動への利用禁止を徹底している。	

児童のみなさん

区内 相談窓口等一覧

練馬区児童用
(令和6年5月版)

練馬区には、自分の悩みを相談することができる窓口等がたくさんあります。困ったときは、以下の相談窓口を利用してみてください。

(1) 【学校名】小学校には、相談できる人がたくさんいます。

自分のこと、友達のこと、家族のことなど、困ったときはいつでも相談してください。

スクールカウンセラー

名前

学校に来る曜日

いつもいる教室

心のふれあい相談員

名前

学校に来る曜日

いつもいる教室

(2) 学校以外でも相談できる場所はたくさんあります。

身近な人に相談しづらいときは、こちらを利用することもできます。

【学校生活に関する相談】

練馬区立学校 教育支援センター（教育相談室）

月～土曜日 午前9時～午後5時

金曜日午後6時まで 祝休日・年末年始は除く

光が丘 03-5998-0091 練馬 03-3991-3666

関 03-3928-7200 大泉 03-6385-4681

自分の性格や行動、学校生活、家族のことなどの相談ができます。

教育相談メールフォーム

下のQRコードを読み取り、相談してください。

学校生活の様々な相談ができます。

タブレットにお返事はできません。



【いじめ等についての相談】

いじめ相談メールフォーム

下のQRコードを読み取り、相談してください。

いじめに関係する相談ができます。

タブレットにお返事はできません。



困ったときは相談してみるねり！



【性暴力等に関する相談】

電話による相談

080-4574-9845

メールによる相談

nerikyosoudan@city.nerima.tokyo.jp

フォームによる相談

(小学校) <https://logoform.jp/form/G2rU/437428>

(中学校) <https://logoform.jp/form/G2rU/437333>

水曜日 15:00 から 18:00 まで 女性心理士 年末年始と祝日は

金曜日 15:00 から 18:00 まで 男性心理士 つながりません

< 小学校 >



< 中学校 >



【その他(子どもの相談窓口マンガリーフレット「ひとりじゃないよ～話して、あなたのこころ～」)】

不安や心配、なんとなくモヤモヤする

そんな気持ちを抱えた時に、

話せる、行ける場所をマンガで紹介しています。



リーフレット



YouTube 版

どんなことでも構いません。遠慮せずに御相談ください。

- T 電話による相談／問合わせ
- M 来所による相談／問合わせ
- W Webによる相談／問合わせ



いじめや不登校、引きこもりなど、学校生活のことについて相談したい。

各区市町村教育相談所（室）一覧

お住いの地区の各教育相談を行う機関、相談先の一覧です。



- T
- M
- W

教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

24時間対応

0120-53-8288

東京都教育相談センター



- T
- M
- W

青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス

都立高校への就学に向けた支援や心理等の専門家を招いた講演会を行っています。

03-3360-4192 東京都教育相談センター



- T
- M



生活や子育てなど家庭のことについて困っている。

子供家庭支援センター一覧

18歳未満の子供や子育て、家庭のあらゆる相談を受けています。



- T
- M

東京都児童相談センター・児童相談所

原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、どなたからも受け付けています。



- T
- M



非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

警視庁少年センター

都内8か所、心理専門の職員が「秘密厳守」「無料」で相談に応じます。

警視庁



- T
- M

ヤング・テレホン・コーナー

24時間対応

03-3580-4970

警視庁 少年相談係



- T



子供の行動や発達などについて不安がある。

こころの電話相談室

042-312-8119 東京都立小児総合医療センター



- T

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

こころといのちのほっとライン

0570-087478

東京都保健医療局



- T

職名 氏名 令和 年 月 日実施

管理職の方々は、このチェックリストを用いて、自校の課題を改めて見直すとともに、課題解決に向けた改善策や具体的な行動目標を考え、今後の学校経営に生かしてください。

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください。

点検項目		チェック
1	服務事故防止に関する校内研修は、年間計画を立てて計画的に行っている。	
2	教職員 の 意 識 改 革	教育委員会からの指導通知、資料等を掲示・配布するだけでなく、必要に応じて日常の様々な機会をとらえて、教職員に服務規律の遵守について指導している。
3		教職員による服務事故は、教職員個人の問題ではなく、自校全体の問題であり、管理職として未然防止に取り組まなければならないと意識している。
4		教職員間で共通認識をもたせて、組織的に服務事故防止に向けた対策に取り組ませている。
5		教職員との関係の悪化を懸念して服務への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしている。
6		日頃から、校内巡回を行い、個々の授業や児童・生徒に対する指導、部活動等の状況及び教員の言動等の把握に努めている。
7	教職員・ 校 内 の 状 況 把 握	自己申告の面接時及び服務事故防止月間における面接時等に、教職員の服務についての考え方を話題にするなどして、悩み等についても話し合う機会を設け、適切に指導している。
8		所属職員(事務系含む)の業務の状況や精神状態に気を配り、必要に応じて関係機関と連携するなどして、課題を抱える教職員の継続的な指導・観察を行っている。
9		所属職員の休暇・休職者等について、きちんと状況を把握している。
10		校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間があるかどうかについて把握するとともに、巡回を行っている。
11	取 扱 要 項 ・ 管 理 規 程 の 整 備	個人情報管理規程を設け、個人情報に関する文書の作成、保管、活用の仕方について周知徹底している。
12		パーソナルコンピュータの利用、公費USBメモリ等の外部記録媒体による記録及び保管について、管理規程を設けて厳重に管理している。
13		個人情報の取扱規程等を定めて周知し、個人情報が含まれる紙媒体の文書をやむを得ず持ち出す際は、必ず許可を取らせる、持出帳簿等に記入させるなど適正に管理している。
14		公金はもとより、私費である部費、給食費、教材費等の学校徴収金についても、東京都若しくは区市町村教育委員会の規程を確認し、規程のとおり適切に管理している。
15		各会計については、特定の職員だけに管理させず、他の職員に帳簿類を定期的に点検させるとともに、校長・副校長が定期的に点検を行っている。
16		現金は必要最小限の金額にし、必ず金庫へ保管するとともに、業者への支払は速やかに行い、現金の保管期間はできる限り短くするよう指導している。また、金庫を開閉できる者は管理職や事務室職員に限定し、保管している金額を現金出納簿等で常に把握している。

点検項目		チェック
17	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気づくりに努めている。	
18	様々な校務や児童・生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めている。	
19	児童・生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員で対応する、扉を閉じた密室で1対1の指導を行わないなどの配慮をさせている。	
20	教職員に日常的に声をかけたり、教職員からの相談に応じる等、教職員、職員室内及び事務室内等の状況を把握するように心掛けている。	
21	教職員から管理職への報告、連絡、相談を迅速かつ適切に行わせるとともに、必要な事項は記録を取るよう心掛けている。	
22	日頃から、児童・生徒と職員の関係、指導の様子等の把握に努めており、サービス事故につながる恐れのある状況を把握した場合には、当該職員に対して、適切に指導している。	
23	児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人の携帯電話のメール、SNS等を使用しないことや、管理職の許可なく、児童・生徒等の電子メールアドレス、LINEアカウント等を聞かないこと、私的なメッセージのやり取りをしないこと等について、指導している。	
24	わいせつな行為、ハラスメント行為、体罰等について、児童・生徒や教職員からの相談や訴えに対する相談体制が整備、周知されている。	
25	児童生徒性暴力等防止の「3ない運動」プラスポスター、児童・生徒用ポスター、サービス事故防止ポスターを校内の児童・生徒が見える場所に掲示している。	
26	性暴力等の訴えが児童・生徒からあった場合は、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」マニュアルに基づいて、対応することを理解している。	
27	日頃から、地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制を作っている。	
28	教育委員会への報告、連絡、相談等を迅速かつ適切に行っている。	

上記課題の解決に向けて、あなたはどのような取組をしていきたいと考えますか。

職場改善に向けた今後の構想等

令和6年度 服務事故防止のためのセルフチェックシート 教育系職員(外部指導員等も含む)月

40

職名	氏名	令和6年 月 日現在
----	----	------------

チェックリスト あてはまる場合は、あてはまらない場合は×をチェック欄に付けてください

点検項目	チェック
児童・生徒に自分の私的な連絡先を教えたり、部活動等の業務上のやり取りがきっかけとなって、SNS等を利用した不適切なやり取り等に関する服務事故に発展することを理解している。	
児童・生徒を不快にさせる性的な言動(相手のみならず、周囲の人が不快に感じる性的な言動)は、全てセクシュアル・ハラスメントに当てはまると理解している。	
児童・生徒に対する性暴力は、法律や条例違反に該当し、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる重大な非違行為と認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒を自分の膝の上に乗せたり、肩を抱いたり、頭や背中をポンとたたく等の指導上不必要な身体接触はしていない。	
児童・生徒に対して、メール・SNS等で私的な内容のメッセージの送信はしていない。	
児童・生徒への個別指導は、複数の教員で対応し、放課後の教室、特別教室等、他者の目に触れにくい状況や閉鎖的な場所で行っていない。	
これまでに児童・生徒と交際関係になったり、性的な関係をもったりしたことがある。	
自分が、児童・生徒から性暴力等を受けたと相談を受けた場合、「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応(令和5年4月1日東京都教育委員会)」により、どのように行動すればよいか、対応の流れを理解している。	
体罰は、学校教育法において禁止されている違法行為であり、児童・生徒と信頼関係が構築できていても、決して許されない行為であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒に対して、大きな声や音を出して威嚇したり、人権に配慮しない発言をしたり、物に当たったりすることは、不適切な指導であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
児童・生徒が反抗的な態度をとった場合でも、自分自身の怒りをコントロールし冷静な対応を行っている。	
児童・生徒の指導に関することで悩んだり、感情的になっている自分に気付いたりした時は、一人で抱え込まず、管理職や他の教職員に相談している。	
道に落ちている財布や路上に放置された自転車を持ち去ったり、店舗等で他人の傘を持ち去り自分のものにすることは、犯罪行為であると認識しており、そのような行為は行っていない。	
自動車又は自転車を運転中に、つい、スマートフォンの操作をしてしまうことがある。	
服務事故にあたる行為を行ったのではないかと疑われる教職員がいる場合、速やかに管理職に相談したり報告したりしている。	

あなたの学校において、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けて、どのような課題があると思いますか。また、あなたにできることはどのようなことであると考えますか。

守ろう子供の権利、傷つけない子供の未来

立 学校 のスローガン

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

